

平成 24 年度 第 3 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 10 月 25 日（木）10 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

おはようございます。時間がまいりましたので、ただいまから税制調査会を開催したいと思います。

本日は、地方団体との意見交換を行い、その後、日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会の 4 団体から税制全般に関するヒアリングを行い、意見交換をしてまいりたいと思います。

また、本日は民主党税調から出席者として中野代行、後半は海江田筆頭副会長になる予定です。よろしくお願いします。

1 点だけ、前回の議論に関連しまして申し上げたいのは、前回櫻井副大臣から御指摘いただきました税制調査会の運営に関する件については、本日は外部の皆様にお越しいただいており、時間の関係がございますので、次回に回させていただきます。この点よろしくお願いします。

それでは、カメラの退場をお願いしたいと思います。

（カメラ退室）

○大久保財務副大臣

それでは、地方団体との意見交換に移ります。

本日は、全国知事会地方税財政常任委員会副委員長の平井鳥取県知事、全国市長会相談役の野村山口県萩市長、全国町村会副会長の白石愛媛県松前町長にお越しいただきました。お忙しいところありがとうございます。お三方に続けてお話しをいただき、その後一括して自由討議を行いたいと思います。

それではまず、全国知事会地方税財政常任委員会副委員長の平井鳥取県知事をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○平井地方税財政常任委員会副委員長

皆様おはようございます。本日はお忙しい中、お時間をいただき、こうして地方団体のお話を聞いていただく機会をいただきましたことを、厚く御礼を申し上げたいと思います。野村市長様、白石町長様とともに、お訴えをさせていただきたいと思えます。

本日この会議に当たりまして、大久保副大臣、大島副大臣、白副大臣、更に中野先生、峰崎先生をはじめ、関係の方々にお時間をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

そして何より、昨年度の税制改正に当たり、最終盤におきまして、地方の大きな志に込めていただき、地方消費税の引上げですとか、交付税につきまして、大変な御配

慮をいただきましたことを厚く厚く感謝を申し上げたいと思います。

今日は地方団体のうち、知事会の私からお話しをさせていただきたいと思います。皆様のお手元にお配りしております説明資料と、税財政等に関する提案として、全国知事会の縦長のものと2つございます。提案自体はこの縦長のものになりますけれども、時間に限りがありますので、横長のものに即しましてお話を申し上げたいと思います。

まず総論的に申し上げれば、地方団体はアジサイの花のようにそれぞれの団体によって事情があります。ですから、大括りでいろいろと議論はされるわけではありますが、最終的には個々の自治体において住民のサービスが提供できるかどうか直結してまいりますので、非常に慎重な配慮を是非お願い申し上げたいと思います。

私どもはずっと行財政改革を進めてまいりました。鳥取県でもこの5年間で大体60%の職員の人員をカットしましたし、更に給料も8%ほどを切ってきております。ただ、そうやって頑張るべくスリム化を図っているのですけれども、やるべきことは環境対策であるとか、あるいはインフラストラクチャーの整備であるとか、福祉、健康、社会保障、いろいろな面でどんどんと膨らんできております。啄木の唄に「はたらけどはたらけど猶わが生活楽にならざり、じっと手を見る」とありますが、じっと手を見ていても財源は出て来ないものですから、是非先生方の深い御配慮をいただきまして、地方団体について支障のない財政運営ができるように、税制面でもお手当をいただきたいと思います。

横長の資料1ページ目、一番右側の縦長のグラフになりますけれども、消費税につきましては、地方消費税1.2%分、更に地方交付税としてのカウントを0.34%、合計1.54%という措置をしていただきましたことをまず感謝を申し上げたいと思います。

2ページ目、地方団体の税収規模、税収の額でございますが、それぞれ人口一人当たりで換算してみたものがここにあります。一番左にございますけれども、地方税の計は最大と最小で2.6倍の差があるということでもあります。その最大の要因は真ん中にあります地方法人二税であります。最大と最小差で5.4倍。これは奈良県と東京都との差ということになります。

それから、地方消費税がございまして、地方消費税を見ていただきますと、これは地方法人二税と違いまして、2倍以内に収まっておりまして、ある程度100%のところを境にしてでこぼこがある具合になっています。ただ、それでも2倍の差があるということをお是非御認識いただければと思います。

3ページ、消費税の引上げが決まりましたが、これで全て解決するかというと、なかなか難しい問題があるということをお申し上げたいと思います。

左は不交付団体。交付税をもらわなくてもいい豊かな団体でございます。右は交付団体。不交付団体に比べて財政上の手当が必要な団体。こういうことでございますが、右を御覧いただきますと、7,800億円ほど社会保障経費が歳出面で増加します。歳入面

では7,800億円増えて、つじつまが合うと言いますか、チャラになる。

左の不交付団体、東京都といった団体になりますけれども、そうしたところでは2,100億円消費税が増加しますけれども、交付税での調整の対象の外になりますので、社会保障関係費の増加900億円。差し引いて1,200億円余るということになります。余ると言いますか、結局調整できない分が残るのです。したがって、このところについての考え方も併せて、今後のいろいろな諸手当の中で考えていく必要があるのかもしれない。

4ページ、それと関連して消費税の改革の中で御議論があり、今、継続検討事項ということになりました地方法人特別税でございます。上の方を御覧いただきますと、大体消費税1%相当で2.5兆円くらいなのですが、2.6兆円を想定して地方法人特別税というのが設定され、これが人口等の割合である分され、譲与されるという仕組みが出来上がりました。

これによりまして、下の箱の中でございますが、1,500億円ほどが財源調整に事実上なっているということです。

ただ、残念ながら地方税として徴収しながら国に一旦入れるということでありまして、地方税の理論からすると非常に説明が難しい部分がございます。したがって、抜本改革と併せて、この点については手当を考えなければならないとなっているわけです。

5ページ、そういう意味での抜本的な改革と併せてやっていく考え方が幾つかあると思いますが、真ん中の全国知事会提言とある中に①、②、③とあります。消費税と地方法人課税を税源交換する。つまり偏在性の少ない消費税と、偏在性の多い法人税を国と地方との間で入れ替えるということをする程度やる。それも1つのアイデア。あるいは「地方共有税」だとか、地方税の一部を共通財源として調整する仕組みだとか、何らかの仕組みが考えられるのではないかと。

この辺を検討すべく全国知事会の中でも「地方税財政制度研究会」というものを設置し、今、検討を始めました。また、おいおい皆さんにも御提言を申し上げていきたいと思っております。

6ページ、地方消費税の増加額がございますけれども、先ほどのような課題がありまして、出来るだけ現行の交付税の枠内である程度の調整ができないかということで、交付税への参入率、収入の参入率を75%とした場合と100%とした場合で比較を置いております。

これで御覧いただきますと、ざっとお見取りいただけるとは思いますが、100%にしますと財源超過が減りますので、それだけ財政調整が可能になる。社会保障の財源で上げたわけでありまして、その分が確実に使われることになる仕組みになります。

ただ、これでも先ほどの東京都のような不交付団体の問題は解消されないということになります。少なくともこういう手当も考えられるのではないかと。

7 ページ、引上げ後の地方消費税の清算方法についてであります。市町村分については法律の中で人口で分ると書いていただきました。都道府県分につきましては、消費に相当する額に応じて振り分けられています。

それについては、人口の比率を高めるというやり方もあるのではないかと思います。例えばドイツでも人口比を消費に相当する額と考えて振り分けている例もございます。

8 ページ、事実上の算定の仕方を考えますと、振り分ける基準の消費の額というのは商業統計でやっているのです。これはどうしても統計でございますので、実際の消費額とは誤差が出ます。そんなことで人口等といった何か別の指標も多めにカウントするなど、改善策もあるかなという議論があります。特に社会保障負担となりますと、高齢者の負担などがあるわけでございますが、高齢者対策などはどちらかという人口減少地に多いものでございまして、そういうところでは、商業統計上の商業の売上額はどちらかという少なめに出ます。したがって、人口の比率を上げるという考え方もあるのかなということです。

話題を変えて、9 ページ、真ん中に黒く白抜きで書いてありますように、昨年の政府税調の中で「地球温暖化対策に関する地方の役割等を踏まえて、一定割合を地方税源化すべき」となっておりますが、地球温暖化対策税、10月1日から徴収が始まっているものでございます。

これにつきまして10 ページ、実際には現場で温暖化対策というのをやります。想定していただければ分かりやすい話かと思うのですが、現実には地方のそれぞれの自治体の対策の中で多くの経費が執行されることとなります。

左側が地方の温暖化対策1兆6,000億円。それに対して国は1兆1,000億円です。1兆6,000億円の中身を見ていただきますと御納得いただけると思っておりますが、例えば公共交通対策であるとか、自然エネルギー対策であるとか、森林整備であるとか、そうした様々な事業費がございまして、これが実は年々ウエートが上がってきております。そういう意味で、是非昨年の検討を引き続きやっていただきまして、地球温暖化対策についての一定の地方税源化、譲与税という形もあろうかと思っておりますが、御検討いただきたいと思っております。

11 ページ、環境自動車税という構想を従来から知事会で申し上げております。自動車税、重量税を一本化してグリーン化した税制、環境自動車税が考えられないかということでございまして、これも御考慮いただければと思っております。

12 ページ、若干新聞でもいろいろ報道されていまして、知事会の中でもいろいろと議論があることでございます。「自動車取得税の堅持」と書いてございますけれども、自動車取得税につきましては、この先ほど御覧いただいた人口一人当たりの税収で見ますと、東京都101.7とほとんど全国平均並みです。御覧いただきますとお分かりいただけますように、税源の偏在性が少ないものであります。

この自動車取得税につきましては、消費税との関係は言われるわけでありまして

ども、これにつきましては、担税力を見るとか、そうした観点で一定の資産価値に対するものだとか、そうした考え方で、伝統的に各国でも捉えている税制でございます。

この税制につきましては、7割は市町村の税源になります。市町村に県から配分をするという形になります。それは例えて言えば私ども鳥取県では、昨年の初めに豪雪で雪の中に自動車が1,000台埋まるということになりました。その時に除雪がどうだということは随分言われたわけでありますが、地元の大山町というところでやっている除雪の経費だとか、道路に穴ぼこが空いたところの経費などは、大体自動車取得税の地方の税収額に見合うものであります。

ですから、そういう財源が一切これからなくなってしまうということになると、大変なことになってしまいます。ですから、財源の問題を考えながら御検討いただく必要があるかと思えます。

13ページ、これは諸外国と比較をしております。燃料課税、車体課税というものを併せてお考えいただきますと、日本はヨーロッパ各国と比べてどちらかという低い水準に現状はございます。消費税が10%に仮になったとしても2万円ほど上がるぐらいでございますので、17.7%。まだヨーロッパ各国よりも低い水準になります。

また、フランスをはじめ19カ国で付加価値税以外でも自動車の取得・登録に関する税というのは現に存在はします。ですから、国際的に見ても、突飛な税ではないということを御理解いただきたいと思えます。

14ページ、交付税につきましては、民主党政権になりまして、平成22、23、24年度辺りを見ていただきますと、17兆円レベルで交付税を確保していただいております。これについては最大限感謝を申し上げたいと思えます。

礼に始まり礼に終わるということとございまして、お礼を申し上げながら終わりにさせていただきたいと思えますが、是非「国と地方の協議の場」を税制についても年末までしっかりやっていただきたいという切なる願いが地方団体にあることを申し上げます。

税制は、我々に処分権はありません。変な話ですが、自治体として大体のことは決定権がありますが、税制は国法で決まるということになります。毎年年末になると財源が無くなるのではないかと思います。一茶の句で「ともかくもあなた任せの年の暮れ」とございますが、皆様にお任せをしているという切ない事情をお分かりいただきたいと思えます。いろいろと問題があるという議論も出るのですけれども、「やれ打つな蠅が手を摺り足をする」という句もございます。是非温情をもって、私ども地方団体存続に当たり、生活を確保できるように住民生活に対する配慮を最大限お願い申し上げます。ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

続いて、全国市長会相談役の野村萩市長にお願いしたいと思えます。よろしくお願

いします。

○野村全国市長会相談役

全国市長会の相談役を務めさせていただいています萩市長の野村でございます。今回はこういう機会を与えていただきまして、本当にうれしく思っております。

私ども、この社会保障等につきましても、正に住民との第一線、接点でありまして、とにかく国の方で、あるいは都道府県も含めましていろいろ難がありますが、本当に職員が苦勞しながら第一線でやっております。その辺りの事情も是非御賢察をいただきたいと思ひます。座って御説明いたします。

まずお礼でございますが、先ほど知事会からもお話がございましたように、地方消費税率の引上げは本当にうれしい限りであります。本当にこういった改革をしていただきました皆様方に心より感謝を申し上げたいと思ひます。いろいろな意味で社会保障は、正に第一線でかなりの分をこなしてきておりますので、今日はそういった詳しい話は省略させていただきますが、そういった意味で心から感謝を申し上げる次第であります。

25年度の税制改正につきまして、市長会で取りまとめたものは、ブックレットでお配りしておりますので、是非お目通しをいただきたいと思ひます。時間等もございしますので、5点に絞ってお話をさせていただきたいと思ひます。

先ほど平井知事からもお話がございましたが、実は基礎自治体はある意味で大変苦勞しながらやっています。と申しますのは、平成の国、県あるいは基礎自治体の行政改革で一番大きなものは何か、これは平成の大合併であります。私どもでも7つの自治体が1つになりました。7人いた首長がたった1人になるのです。教育長も助役も収入役もあらゆるものが全部1人になった。これはある意味ではすごい大行政改革なのですが、今、それで四苦八苦して間もなく交付税措置一本算定になります。今まで、私どもだったら7つの分の交付税の積算をいただきましたが、それがかなり集約される。それだけでも大変な問題です。したがって今、こういう税制改正でいろいろな形で政策税制が出てまいります、そういった中で間もなく一本算定になる。税収が減る。どうしたらやっていけるのかという話をもっておりますので、そういうことでちょっと細かい話をして非常に恐縮ではありますが、いろいろお話しをさせていただきたいと思ひます。

まず、第1点は先ほど知事会からもお話がありました車体課税であります。自動車取得税は都道府県課税ですが、私どもはその7割を交付金としてもらっているわけでありまして。また、自動車重量税は国税ですが、その4割を基礎自治体の方にもらっています。

そういったことから言いますと、これは私どもとしても税源という観点から言いますと大変な話でありますので、経済産業省からは産業政策でいろいろなことは言われておりますが、私どもは先ほど知事会からもお話がございましたように、税というのは基本

的には国が定めるのです。私ども自治体は一生懸命、法定外普通税とか何かがありますけれども、なかなか増収措置をとることができない、手足を縛られておりますので、こういった政策税制については非常に過敏に反応いたします。

是非そういった意味で言いますと、先ほど言いました大部分が実は基礎自治体。これは町村も一緒であります。そういう形の財源になっていること、例えばこのエコカー減税前の数字で恐縮であります。19年度決算で言いますれば、今、申しました譲与税、交付金を合わせますと、市町村で6,652億円減収が生じているわけです。そういうことで是非御理解を賜りたいと思うわけです。

とにかく、この消費税との絡みで二重課税とかいろいろな話があるかと思いますが、私どもの立場で言いますと、税源の手当をされない限りは、私どもはみすみす税収の元になるものを失ってしまうといったことに、是非御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

2番目にはゴルフ場利用税であります。この辺りについては、少しと思われるかもしれませんが、本当にわずかであっても、これは都道府県課税で、税収の7割は交付金でゴルフ場のある基礎自治体にくるわけです。いろいろな御議論があるかと思いますが、ゴルフ場と申しますのは大変お金がかかる。周辺関係、環境、道路もいろいろな意味で新たな費用負担も伴いますし、ゴルフ場を利用される方は担税力をお持ちの方でありますから、そういった意味でわずか546億円ですが、そういったものでも私どもは何とか、こういった税源、大事にせざるを得ない立場でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

3番目に償却資産に関する固定資産税の見直し。これは経済産業省からいろいろ国内の工場等の空洞化への対応ということが言われておりますけれども、機械・装置といったものは固定資産税。要するにプロパティタックスの家屋とか土地とか償却資産は重要な項目になっています。こういったものをもし仮に新規の投資全てを非課税にするとか、あるいは段階的にやるものも減税をしていくといったことをもし提案されるのであれば、それに代わる税源がないと私どもはとてもやっていけないのです。それぞれ政策があり、それぞれの目的があるのかもしれませんが、こういったものは少し国の方で、補助金も含めて体系的に、そしてもし万が一そういうことをやるのであれば、ちゃんと税源の手当をお願いしたいと思っておりますので、是非御理解を賜りますようお願いいたします。

もし仮に機械・装置が非課税となり、それが更新されれば年々減収額が増加していきます、最終的には6,000億円近い減収になると推計しているところであります。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

4番目に環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保。これは先ほど平井知事からお話がありましたとおりであります。とにかく、この地球温暖化対策といったものも、実は基礎自治体たる市、町村もいろいろなことをやっているわけでありま

す。何をやっているのかと言われてれば説明は幾らでもいたしますけれども、そういったこともやっているということについても、税源確保。せっかくこういうすばらしい税制を構築されたのであれば、私どもにもいろいろな意味での負担をしているものの財源、具体的に言えば先ほどお話がありましたように譲与税といった形で手当をいただくことが望ましいと思います。どうかよろしく願いいたします。

最後5番目は小さい話をして恐縮であります、個人住民税における住宅ローンの減税。恐らく消費税の関係で家屋等の取引、マンション等の取引といったもので相当な負担があるから、これを例えば今、いろいろやっています住宅ローン減税、税額控除といったようなことを、住民税にも何かやってみたらどうかという御提言だろうと思います。

しかし先ほど来、申しておりますように、住民税、固定資産税といったものは基礎自治体の基幹税であります。1つ穴が空きますと大変な話でありまして、そういった形で今の住宅ローン減税はいろいろな形で先般の税源移譲がございました。所得税から住民税にシフトいたしました、その範囲内で今、行っておりますが、その控除を行ったものは、必ず交付金という形で手当をいただいています。もし、今後こういった形で住民税が減収を生じるような措置をされるとするならば、何らかの形で税源手当をお願いしたいという話であります。

それほど、このセンシティブに住民税、あるいは先ほど言いました償却資産の話でも、国から見れば大した話ではないと思われるかもしれませんが、是非ひとつよろしく願いをしたいと思います。

今、地方は大都会の政令指定都市は別であります、正に具体的に高齢社会なのです。高齢化社会ではないのです。私どもでも35%。ちょっと旧町村ベースで言いますと50%とか出てきているわけです。こういったところを一体どうするのかというのは正に、基礎自治体の職員が毎日ごみ出しをどうするかとか、困った方の買い物はどうするかとか、そういう話をしていろいろな形で今、対応を考えているわけです。都市部は集約された形で人が集まっていますが、農村部は隣が600メートルとか800メートルとか1キロとかです。そういったところに独居老人とか、75歳以上の夫婦2人だけが住んでいるわけです。こういったことをどうするのかというのは正に基礎自治体の責任で手当ををするという話でありますから、そういったことも含めて税源をどう確保するのか。だんだん今、合併しました後の処理が行われています。そうやって交付税も減らされる中で非常に苦しい立場にある基礎自治体を、是非そういう観点から財源をどうするのか、税源をどうするのかといったことを是非お考えをいただきたいと思っております。

私どもで税を構築することはできないのです。今、地方税の大部分は国で実は手当をされているという話であります、どうか今、基礎自治体大いに頑張っております。合併後自治体の数は減りましたが、そこでみんなそれぞれ知恵を出し合いながら職員

頑張っておりますので、正に地方から多くの人も出している、あるいはいろいろな形で資財も出しているわけですから、そういったことが円滑にいきますように、地方が疲弊しますと我が国も疲弊するという思いであります。もうこういったことは言うまでもない話でありますから、私が言うべきことではありませんが、どうかそういった地域の実情、地方の実情を御賢察いただきまして、25年度税制改正、小さなことばかり申して非常に恐縮であります。よろしくお願いいたします。終わります。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。続いて、全国町村会副会長の白石松前町長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○白石全国町村会副会長

全国町村会の副会長をしております、松前町長の白石と申します。「松前」と書くのですけれども、私のところは「まさき」と読みまして、北海道の松前と姉妹都市関係にありますけれども、読み方は「まさき」でございます。

これまで知事会、市長会から意見がございまして、私が述べようと思うこともほとんど同じでございますけれども、しかし、3人が全員同じことを言うことが大変大事なことでありますので、町村会としての立場を主張させていただきます。

基礎自治体の中でも、ある意味では最も小さい町村。町村にとりまして地方税というのは住民が応分の負担をして、公共サービスの提供を支えるという、正に地方自治の基礎を成す重要なものだと考えております。特に交付税とともに地方税の充実確保による財政基盤の強化というのは、町村にとっても大変不可欠なことであります。

今後の税制に関する抜本的な改革の検討に当たりましては、社会保障に大きな役割を果たす市町村の減収につながる見直しは、極力行わないように求めたいと思います。

また、消費税の引上げによりまして、広く国民負担が増える中で、特定の分野のみの税負担の増加とか軽減、こういったことは厳に慎むべきであると考えております。

こういった観点から、町村会として特に申し上げたいことを、この意見書の中に13項目掲げておりますけれども、その中の幾つかについて強調しておきたいと思います。

意見書の1ページの3にあります「個人住民税の充実確保等」であります。個人住民税は、町村にとりましては正に基幹的な税であります。地域社会の会費といいますか、よく町内会で会費を集めますけれども、こういったものは地域社会にとっては、いわば会費的な役割を果たしておりまして、政策的な控除を行わないというのが原則であります。したがって、所得税にとどまらず個人住民税に影響のある住宅ローン控除の延長、これは極めて慎重に検討していただきたいと思います。

もしこれを延長するのであれば、地方の減収額については全額国費で確実に補填していただきたいと思います。

次に、固定資産税の安定的な確保でございますけれども、私の町は人口が3万1,000

人余りでございまして、東レという大きな工場がありまして、比較的固定資産税が多い町でございまして。22年度の決算で24億4,000万円、23年度でも24億7,000万円、つまり町民税とともに全税収の6割近い割合を占めているのが固定資産税でございまして。

経済産業省から、償却資産に係る固定資産税のうち、機械及び装置に係る新規取得分の非課税が提案され、長期保有分の評価額の最低限度の廃止といったことも要望しておられますけれども、仮にこれが認められますと、市町村全体で最終的には6,000億円近い税収が失われることとなります。

特に私の町の工場等が立地している町村では、社会保障サービスの提供に大きな影響が及ぶのではないかと大変危惧をいたしております。したがって、償却資産に係る固定資産税につきましては、現行の課税対象及び評価額の最低限度等については、是非堅持をしていただきたいと思います。このことは、意見書の2ページの4に書いてありますので、よろしく願いいたします。

これも知事会からも発言がありましたけれども、温暖化対策税制の創設について、意見書の2ページの5にあります。これに関しましては、地球温暖化対策のための税が10月から導入されました。この税の使い道が、排出抑制対策だけに限定されております一方で、森林吸収源対策が除外されておりますし、また地方の果たす役割に応じた財源の配分もないという、極めて不十分なものになっております。したがって、税の使い道を排出抑制対策に限定しないで、吸収源対策を同等に位置付けて、所要の財源を措置していただくとともに、この税の一定割合を森林の整備、国土の保全、自然災害の防止を推進する町村の役割を踏まえて、例えば森林面積に応じて譲与するといった、地方の地球温暖化対策に関する財源確保を是非実現していただきたいと思います。

特に地方財源の確保につきましては、平成24年度の税制改正大綱でも25年度実施に向けた成案を得るべく今、更に検討を進めるとされておりますので、是非成案を得ていただきたいと思います。

これも他の団体からも出ておりますけれども、全国森林環境税創設促進連盟の意見書を配付しておりますので、そういったことも是非参考にしていただきたいと思います。

次に、自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等でございます。これについても、知事会あるいは市長会と同じでございまして、この2つの税につきましては、自動車取得税が税収の約7割が交付金として、また重量税は税収の約4割が譲与税として市町村に配分されております。私どもの町にとっても、偏在性の少ない貴重な財源であります。これが、廃止、抜本的な見直しの要望が関係方面からあるというふうには聞いておりますけれども、仮に代替財源が示されることなく両税が廃止されますと、多くの町村では住民サービスの大幅な削減が余儀なくされまして、財政運営に非

常に支障を来します。

私の町でも、昨年度で 7,700 万円の財源がありまして、これが無くなると来年度以降大変厳しいこととなりますので、是非よろしく願いいたします。

先の国会でも消費税法の改正法で、両税の見直しを行う際には、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮するという条件が付いておりますので、地方の代替財源を確実に確保することを前提とした上で、是非検討していただきたいと思います。

それから、ゴルフ場利用税、今、市長会からもお話がありましたけれども、確かにゴルフ場利用税の 7 割が山村地域で、財源の乏しいゴルフ場のある市町村に交付されておりまして、道路の整備・改良あるいは廃棄物の処理、防災対策、こういったことに活用されておりまして、地方振興を図る上でも大変貴重な財源になっております。

この税に関しましては、18 歳未満、高齢者等への非課税措置など、一定の見直しが行われて、既に十分な配慮がなされております。消費税率の引上げに際して、低所得者対策が論点となる中で、十分な税負担能力のあるゴルフ場の利用者に関してのみ税負担の軽減を行うということは、国民の理解を得られないと思いますので、現行の制度を是非守っていただきたいと思います。

今、市町村合併の話がございましたが、私の町は愛媛県で 2 つ合併しない町のうちのひとつでございます。愛媛県では 70 の市町村が 20 の市と町になっておりまして、合併したところも、しなかったところも正に身を削って、正に自主自立を目指して努力しているところであります。人口の多いところには、確かにそれなりの言い分がございましてけれども、人口の減っていく山村地域では、いかにしてふるさとを守るかということで、日夜奮闘しているわけでありまして、そういった小さい町村の立場を十分配慮していただいて、地方が今、大切にしている財源を是非守っていただきたいとお願いをして、発言といたします。

ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、お三方の御要望に対しまして、一括して自由討議を行いたいと思います。意見、質問がある方は挙手をお願いします。

松本副大臣、どうぞ。

○松本文部科学副大臣

御意見、ありがとうございました。文部科学省からは、ゴルフ場利用税についてであります。私もふるさとがございまして、地元は広島であります。瀬戸内海を挟んでお隣が愛媛県、そして陸続きでお隣の山口県、それぞれ野村市長、白石町長から切々とした訴えをいただきますと、本当に胸に迫るものがあります。地方の財源確保というのは大変重要であると、私も認識しております。

一方で、スポーツ振興を所管する文部科学省としましては、現行、スポーツの中で

ゴルフのみに課税されているという不公平を何とか解消していきたいという願いがございます。ですので、今回、消費税引上げに伴う税財政全体の見直しの中で、何とか御配慮いただけないかという御趣旨でありまして、地方の財源確保が重要であることは我々も認識を共有しているところであります。それだけ申し上げさせていただきたくて、御発言をさせていただきました。

以上であります。

○大久保財務副大臣

この点に関して、平井全国知事会副委員長、お願いします。

○平井地方税財政常任委員会副委員長

松本副大臣におかれましては、スポーツ振興に本当に力を尽くしていただきました。この度、吉田沙保里選手が国民栄誉賞をとられることにもなりましたし、やはりスポーツは国民の夢を育てるものだと思います。ですから、地方団体でもいろいろとスポーツ振興にかじを切っていこうと、スポーツ基本法もできましたので、張り切っているところであります。

ただ、一応課税する立場で、県の方から申し上げれば、我々も日々、毎年のようにこのゴルフ場利用税についてはいろいろな御要望を受けます。市町村にお渡しする前に何をやっているかといいますと、なるほどこれはスポーツ振興オンリーだなというのには減免措置を適用してきているのです。例えば国体の練習であるとか、あるいは青少年、青少年の場合は正直お酒を飲みながら、ビールを飲みながら、クラブハウスで遊んでいるのとは全然違いますので、本当にスポーツです。18歳未満のようなときには、これは免除してあげようとか、これほどこの都道府県もそういうことをするわけであります。

最近お年寄りもそうであります。年をとって余りお酒も飲みませんので、スポーツなのかと、健康づくりかなということもありまして、鳥取県の場合はそういう高齢者に対する減免措置もやっております。

では何でこういうゴルフ場利用税が残ってきたかということでもありますけれども、皆様お忘れかとは思いますが、実は一時はゴルフ場はどういうものかという議論が随分あったのです。松本副大臣の広島県と鳥取県も境を接しておりまして、1点補足させていただきます。かろうじて境を接しておりますが、我々も隣県として広島の事情がよく分かります。中国山地は非常に深いです。大体鳥取の熊が西の方に行きますと広島からやってきます。そういうわけでありまして、そういう熊だとか鹿だとかが棲んでいる里山があるわけですが、その里山を潰してゴルフ場を作ることでありまして、民主党の先生方も多分そういう運動に携わった方もいらっしゃると思いますが、ゴルフ場の乱開発反対ということで、あっちでも、こっちでも大騒動になりました。

今、その空気はバブルの崩壊とともに少し薄れているように思いますけれども、た

だ、環境に与える負荷としては一向に変わらないわけです。飛行機で飛んでいただいで空から見ていただくと分かります。ゴルフ場のところは随分樹木を伐採しています。その分、CO2に対する負荷であるとか、あるいは当時よく言われましたのは農薬をゴルフ場にまく、それが下流の農業に影響するのではないかと、飲み水に影響するのではないかと、いろいろなことが言われました。

現にそういうこともあって、自治体は市町村を中心にして、道路のアクセスの問題はもちろんでありますけれども、そういう環境対策だとか、いろいろな事業にお金を使ってきております。

実は税収規模も全体から比べるとわずかの額だと思うのです。何だかんだで減免していることもあるのですが、500億円ほどの全国規模でありまして、市町村にお配りしているのも400億円ぐらいです。したがって、この辺は特に背広を着て、ブレザーを着て遊興に来られる方もゴルフ場の場合は多くいらっしゃいますので、担税力もある方が来られているということもあり、是非この基本的な枠組みは維持していただきたい。

先ほど市町村長からもお話がございましたけれども、私どもよりもむしろ市町村の方に危機感が高い税目でございますので、御配慮を何とかお願い申し上げたいと思います。

○大久保財務副大臣

近藤洋介副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

経済産業副大臣の近藤洋介と申します。

山形県が地元でございます。自宅は上杉のふるさと、米沢市というところで、選挙区は7市10町、小さな町もたくさんございます。今日は本当に貴重な御意見、お三方からいただきまして、ありがとうございます。

知事さん、町長さん、市長さん、それぞれのお立場から、車体課税の件について、そして、償却資産課税の見直し等について、地方財政の観点から、結論から言うと、経済産業省の提案について反対であるという御意見がございました。

お立場から、安定的な地方財源の確保というのはもとより、私も田舎の代議士でございますから、重々承知しております。ただ一方で、これまた知事さん、とりわけ市長さん、町長さんは現場の住民の方に直に対面されるお立場でありますから、余計お感じかと思っておりますけれども、国内の産業は本当に、特に地方において危機的状況にあるということも、これまた肌身でお感じであろうと、こう思います。

我々が今回、この提案をさせていただいたのは、社会保障と税の一体改革という流れの中で、とりわけ、今、日本の産業がサプライチェーン、一自動車産業にとどまらず全体が中国やアジアや様々な国に出してしまう、根こそぎ空洞化してしまうという危機感から一連のことを御提案をしている、こういうことでございます。

それぞれの御地元においても、工場が閉鎖されている、更にはそれに伴い、商店街が大変危機的状況にあるということはもう御存じのとおりかと思えますし、私の地元、山形県でも、自動車関連の半導体を作っている大手半導体メーカーでありますけれども、大幅リストラということで1,000人規模の工場を閉鎖する計画を出しております。人口3万弱の市で、つい最近、300人ぐらいの工場を閉鎖するという、これもありまして、市長さんと一緒にその企業さんに出向いて、何とかならぬかということをお自身も経験をしているわけでありまして。

要は、税収の基盤である産業や雇用が失われてしまったらば、これは元も子もない、こういうことでございます。ありていに言うと、地元に戻ると、地元住民は、工場勤めの皆さん方は、市役所さんや県庁はきちり安定しているし、収入も高いし、いいなど。だけれども、工場勤めの俺たちは明日をも知れぬ状況なのだという声は切実に住民の声としてあることも、知事さん、十分お聞きかと思えます。

すなわち、今、どうやって企業を国内とか自治体にとどめるかという、相当大胆な手を打たなければ根こそぎ空洞化する危機にあるという観点からの車体課税の、大変多くの雇用を生んでいる自動車産業、これは一産業の問題ではございません。加えて、自動車に限らず1万社を超える中小企業を抱えているわけですし、更に設備投資について言えば、機械・装置については世界に類を見ない課税をしているのが日本の現状でもございますから、それについての資産課税の見直しについて、これは何も対立の構図ではなくて、自治体の市長さん・町長さんのお立場に立てば、どうやってこれを防ぐかというお立場でもあろうかと思えますので、同じ方向を向いて、是非議論をさせていただけないかなという、これはこちらの意見といいたいまいしょうか、思いでございます。是非同じ方向を向いて議論をさせていただけないか、こういうことでございます。

またなお、地球温暖化対策税の上乗せ措置や用途拡大、森林吸収源対策にという御提言がございました。それはそれで受けとめなければという思いもございしますが、これもまた同時に、温暖化対策税については政府内で、また、これは国会においても大変な議論の中でこの導入を決めたわけでございます。これもまた空洞化に関わる話でもございますけれども、これ以上、負担を掛けていいのかという議論の中であえて負担をお願いをして、省エネ、そして再生可能エネルギー普及という用途に限ってという、この理解の中でようやく今回、導入を決めたばかりのことでございますので、こういった議論が、大変な議論の中で決めたものなのだ。しかも決めたばかりのものなのだという経緯を是非十分、ここは御理解をいただきたいということだけ申し上げたいと思えます。

なお、資料でございますが、知事会さんからの資料で若干、自動車課税の13ページのところで、車体課税で日本が国際的に見てもそれほど負担額は大きしたことないのだという数値であります。これは若干、あえて申し上げると、取得税を6分の1にカ

ウントしてみたりとか、これについては、私どもとしては議論があるところだけ申し上げたい。

あと、これは質問でございますが、10 ページの温暖化対策について、1兆6,400億円、地方公共団体に処理されている、こういうことですが、これは全額、地方単独というか、地方分だけの事業で計上されているものなのか。これは事実関係だけなので、この国費の部分というのはどういうふうになっているのかということ、この1兆6,000億円は全部、地方分だけの持ち出しなのかどうかというのを教えていただければということです。

○大久保財務副大臣

平井副委員長、お願いします。

○平井地方税財政常任委員会副委員長

償却資産のことは市町村の課税かもしれませんので、そちらの方だと思いますが、他の点につきましてはお話を申し上げたいと思います。

近藤副大臣には日頃お世話になっておりまして、エコノミストとして我が国の産業行政をしっかりとリードしていただいておりますこと、感謝を申し上げたいと思います。

自動車取得税につきまして、車体課税につきまして、同じ方向を向いてというお話がございました。私どもも市町村もそうでございますけれども、今の経済の情勢は何かしなればならぬと思います。自動車だけでもございませませんが、例えば電子部品関係とか、本当にどんどん海外へ流出をしていく。そういう中で、どうやって国内に産業立地を求めるのか、それを誘導していくのかというのは、非常に困難かもしれませんけれども、大事な課題であることは間違いない。

そのことについて、地方団体でも異論があるわけでは全くありません。そういう意味では同じ方向を向いているのだと思います。ただ、その手段を何に求めるのが合理的かということです。今の自動車販売促進の状況を考えていただいたときに、経済産業省でもリードされながら、エコカー減税とか、あるいはエコカー補助金ということをやりました。テレビコマーシャルもどんどん打ちまして、それも販売に対する促進効果はあったと思います。

そういうことでありますので、いわば政策的な財政出動だとか、ある一定程度の税を組み合わせたようなやり方というのは政策効果があるのかもしれませんが、いろいろなやり方があるだろう。

それでは、自動車取得税についてどうかということでございますけれども、自動車取得税は、先ほど申しましたように、自動車を買うという担税力を一つ着目をして取られている税でございます。これは家に次いで大きな資産だと私たち庶民は考えておりますので、そういう意味ではやはり自動車等を買うということについて、一つ担税力を見出すことというのは正に合理性があるだろうと思います。

あと、実際に行政の中身から言いますと、今回、例えば消費税が上がるということ
は確かにあるのです。消費税が上がって、地方消費税もそれで上がるのではないかと
いうことも確かにあるのですが、その分は社会保障に使いなさいということで、これは
法律上、リミットを決められています。一般行政の中でも、特に自動車に関連するよ
うな行政分野というのは実はありまして、かなり大きな額を占めるのが公共投資であ
ったり、維持補修であったり、そういうものであります。

先ほど申しましたように、その分野に活用されていることは疑いもないわけござ
いまして、その辺は我々、受益と負担ということを申し上げますが、受益と負担の相
互の関係があると考えております。だからこそ、国際的に突出した課税ではなくて、
海外でも同様の課税があることは、是非御理解をいただきたいと思えます。

その指標として、先ほど御説明申し上げました13ページでございますが、これは6
年間というのは恐らく自動車の保有期間を割り込んだというだけのことだと思えます。
小さな字で「財務省試算」と書いてありまして、財務省の資料でございますので、こ
れは細かいことはそちらで聞いていただきたいと思えます。

それから、地球温暖化対策についてでございますが、これも予算上の集計ござい
ますけれども、そういうことで、温暖化対策税の中身のことにつきましては、地方単
独、地方の事業を拾ってここに計上しているものでございまして、国の負担部分とい
うのは国の地球温暖化対策の方に計上をしているところでございます。

この地球温暖化対策につきましては、去年の議論もございまして、先ほども市町
村からお話もございましたが、いろいろと事情があることも分かりますし、近藤副大
臣はじめ経済産業省の方で業界を説得して、それで何とかここまで連れてきたとい
うこと、本当にすばらしいことだと思えます。その経緯はいたく我々も分かります。

ただ、地方団体側でも従来から環境自動車税のような主張もしておりまして、我々
の問題意識でもございました。炭素課税はヨーロッパでも行われている重要な税目で
あり、そうした新しい環境の時代にふさわしい税収を得る、その道筋というのは大切
だと思えます。その際に、国だけでなく地方でかなりウエートを持って環境対策が
行われているという事実は、是非直視をしていただきたいと思えます。

それにつきまして、重ねて御理解をお願いを申し上げます、私からの説明とさせ
ていただきます。

○大久保財務副大臣

それでは、先に野村全国市長会相談役、お願いします。

○野村全国市長会相談役

償却資産課税の件であります、今、お話にありましたように、全く平井知事と同
じ視点であります。

とにかく、この空洞化を防止する。地方におきまして、工場との関係、特に輸出関
係は大変な目に遭っているところはよく分かります。そういった意味で、市役所や自

治体だけは、そういった職員がのうのうという話は、それは御指摘も同じようにありますけれども、とにかく、この空洞化の問題、産業政策の問題はこういった償却資産の税だけではなくて、総合的に見るべきではないか。

そもそも、一番の原因は何かというと、これは為替の問題なのです。そういった問題を地方の数少ない財源、プロパティタックスという、しかもこれは、償却資産関係は7.9%で1兆6,000億円、これだけの税収になっているわけです。こういったものを、もし仮にそういった形で特別措置をとる、これが国策だということであれば、これは私どもも同意をいたしますが、そのときは、この1.6兆円という財源をどうするのだ。我々はそれで地方自治をいろいろな意味でやってきているわけですから、そういった地方税は今までのいろいろな議論の中で、戦後、いろいろな積み重ねの中で構築されている。だから、ここの部分をぽいっという話ではないと思うのです。

だから、政策的にこういったことが必要だったら、もう一つ、プロパティタックスの見直しをやるとか、あるいは全体の税項目の話をやるとか、今、おっしゃったようないろいろな政策は、法人税も関係あるでしょうし、いろいろな産業政策、あれだけたくさん持った補助金、もう体系としてあるわけでありましてけれども、一番、そういった国そのものの為替の問題とか、いろいろなものがある。だから、それを総合的に御議論いただく中で、もし万が一、そういったことが必要だということであれば、是非税源をちゃんと確保するような方法を手当ていただきたい、こういうふうに思います。

先ほどの地球温暖化の関係であります。私どももいろいろなことをやっているのです。町内会の防犯灯を全部LEDに変える、こういうことをやっているのです。若干の助成がありましたけれども、今はほとんど単費です。あるいは電気自動車を、電気自動車のスタンドを急速に作るとか、こういうことを小さな市でもやっています。これは国の助成が若干あります。そういうことで、いろいろなことをやっています。

ただ、かなり広範にやっているということも是非御認識をいただけますように、それはやりくりをしながら、しかし、何とか時代の最先端、そういったことにも協力していこう、こういう思いでありますので、是非御理解をいただけますように。

○大久保財務副大臣

それでは、近藤副大臣お願いします。

○近藤経済産業副大臣

御意見ありがとうございます。

是非、いずれにしろ同じ方向を向いて、住民の皆さん、地方に住む方々の生活をどう向上させるかというのが基本的目的で、そのための税制でございますから、野村市長のおっしゃるとおり、財源の話はどうするのだ。これはこれでまた大事な話ですし、政府全体での整合性と、こう思います。

車について、1点、知事会の資料にもございますように、車の保有は地方ほど多い

わけでございます。その意味では車の負担を、取得の負担を下げるということは、他方で地方の生活者にとってみて大変プラスなのだということだけ、そういう面もあるのだということは、この場であえて申し上げたい。

あと、知事会において、様々な御意見のある知事さんが、昨年の車体課税の議論についても、知事会の中でもいろいろな御意見がございました。全国知事会統一の御意見だと今日は承りましたけれども、それぞれの知事さんにおいては、この車に関する税について、いろいろな御意見があるので、そういった御意見も踏まえて判断をさせてもらいたいということだけ申し上げたいと思います。

○大久保財務副大臣

それでは、手短にお願いします。

○平井地方税財政常任委員会副委員長

ありがとうございました。

恐らく、想いは統一しているところもあると思います。地方で自動車が多いものから、実はそれだけ自動車関連の行政施策も多いです。したがって、受益と負担の関係から、ある程度は受忍しようということで、今、やっていることの御理解をいただきたい。

それから、おっしゃるように、知事会の中にもいろいろな意見があります。中には自動車取得税について懐疑的な意見を出される方々もいらっしゃいますが、よく見ていただきたいのですけれども、そのときに必ず、財源の手当をした上で自動車取得税をうんぬんと書いてありまして、やはり財源とバスターで、そこは知事さんもそういう議論をしている。このことを是非、切実なものとして御理解をいただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

どうしてもということでしたら、手短にお願いします。

○野村全国市長会相談役

地方の話で、自動車取得税は7割、私ども基礎自治体がもっているわけです。したがって、3割の都道府県の皆さんというのはちょっと軽い思いかもしれませんが、私どもにとっては非常に重い。

それから、今、お話がありましたように、例えば私どもは小さな自治体ですが、市道は1,000キロあるのです。1,000キロというと、大体、本州の端から東京まであるのです。それを維持しなくてはいけないのです。だからこれは、今、おっしゃったように、確かに自動車がないと生活できない。そのとおりであります。その代わりにいろいろな支出もたくさんあるのです。

そういったことも、是非御賢察いただけますように、お分かりの上でおっしゃっているとありますが、よろしく願いいたします。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お待たせしました。

○櫻井厚生労働副大臣

今日はありがとうございました。

基本的なことをお伺いしたいのですが、先ほど消費税が上がっても社会保障に限定されるという話がありました。しかし、あれは玉突き方式といいますか、国も消費税を引上げることは最終的には財政再建に資するという説明をしているわけですから、ある程度の他の財源のところに余裕ができてくるので、ここは確かに社会保障に使います。

これは社会保障と税の一体改革の中でも相当議論になりまして、ましてや、その時に、特に自民党から、ここのある程度の余裕が出た部分については公共投資すべきではないかとか、そういう話が出てきているので、消費税が上がったときに、全部が社会保障に使われて今までどおりになるというのではなくて、ある程度、財源は確保されるものだと私はそう認識しています。

ですから、今回いただいた、この税制改正の要望は、消費税が上がる前ということ的前提にされているのか、それとも、消費税が上がった後もこの税制について維持していこうとされているのか、そこについて説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど近藤副大臣から、私も正しく、そのことを申し上げようと思ったのですが、自動車は、今日は全部お話をお伺いしていると、自治体として財源を確保してくれという話が全てでした。しかし、地域住民の生活に対しての軽減措置という意見というのは全くなくて、地域の代表者の方であれば地域の住民の方々の負担をどうするのかという議論があって当然のことだと私は思っています。

特に私ども厚生労働省としては、今後、介護保険と超高齢社会を迎えるに当たって上げていかざるを得ない立場にございまして、これは地方自治のあり方も含めてですが、そうすると、社会保障と税負担をどの程度まで地域の住民の方々にお問い合わせできるのか。そこも併せて議論していかないと、地方の財政ということだけにはならないのではないだろうか。

車のことではっきり申し上げれば、東京の方々には車が無くても生活できるのです。これは全部、国というか、これまで公共投資をしてきて、鉄軌道を使ってほとんど移動されているわけですが、地方の場合には車がなければ通勤もできないし、通学の手助けもできないということを考えてみると必需品であって、この必需品のところの負担を軽減するという意見も私はあってしかるべきではないのか。

ですから、ここは先ほど申し上げたとおり、消費税が上がってくることになれば玉突き方式である程度の財源が確保できるので、その点については先ほどの説明では違うのではないかと私は思います。

それから、今、我が省から出していて、ここで相当議論になっているのですが、地方の繁華街は閑古鳥が鳴いて大変でございまして。そこで我が省としては、接待交際費

課税を要するに大企業のところまで拡充するような形で、もう少し飲食店街にお金を落としてもらえるような、やはり飲食店で生活されている方々は数多くいらっしゃるわけであって、そういう活性化策も税制としてこちらが提案しておりますので、是非知事会はじめとして地方団体から応援をいただければ有り難いと、そう思います。

もう一点、先ほどゴルフの話がありましたが、これは平成 26 年度のところから私は財源が確保されると思っていて、そこからの前提としてのお話をさせていただくと、ゴルフが異様に高いように思われていますが、私はテニスの方がよほど高いと思っていて、うちの近所にテニスコートがあるのですけれども、1 面 1 時間 5,000 円です。ですから、これはゴルフ場で 1 日遊んでいるよりもテニスをやっているほうが実は高いと私は思っています。

そうすると、先ほどの担税力のところだけの話にはならないし、それから、そのこの場所の整備のお話をゴルフ場で随分出されていましたが、スキー場の整備とて道路から何からもっと山奥に作っていて、こういったところについては全然、そのこの税制が掛かっていないということになると、私は客観的に話をお伺いして、結果的には今までこういうことでやってきたので、それを継続してくれという話ではないのかと思っております。

ですから、繰り返しになりますが、平成 25 年度は財源措置が無いので今のままということについては理解申し上げますが、一方で、消費税が上がって抜本改革のときには何が公平なのかという観点からもう少し御議論いただきたいのと、住民の負担を軽減して、それが消費に回ってきて、そして地域の経済が活性化していくとか、そういったところの観点からも、是非税制の全体のあり方について御議論いただければと思います。

すみません、長くなりました。

○大久保財務副大臣

この件に関して、代表して答弁をお願いできたらと思います。予定の時間が過ぎておりまして、次の 4 団体が待っておりますので、簡潔にお願いします。

白石副会長、お願いします。

○白石全国町村会副会長

今の自動車の車体課税で、廃止してくれというのは、自動車を買う人がそういう要求をしているわけですか。

○櫻井厚生労働副大臣

しています。

○近藤経済産業副大臣

経済産業省の副大臣です。

少なくとも、ユーザーというか、購入者の方々は過重な負担を下げてくださいというのだけれども、それは確か去年の段階で何百万の、正確な数字はともかく、大変多くの

署名をいただいております。

○白石全国町村会副会長

でも、今、現実に地方で、一家に2台ではなくて3台、車を持っているのです。全然、車の消費など落ちていません。これは業界が言っているのでしょうか。違いますか。

○大久保財務副大臣

近藤副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

少なくとも、逆に私も大変車が多い県に住んでいるところですから、大変車の負担が多くて、下げたらいいなというのは近所付き合いの中でも聞いております。

○白石全国町村会副会長

それでは車は、一家に1台か2台でいいのです。それを現実に3台も4台も持っているのです。全然、地方は車の購入など減っていません。車体課税があるからうんぬんなどということはないと思います。

○櫻井厚生労働副大臣

すみません、私は車体課税に対して、消費が減るとかではなくて、負担の軽減をした方が、むしろ生活必需品ですから、3台、4台になっているのは、御案内のとおり、1人1台ないと、今、生活できないから仕方なしに購入されておりますし、それから、購入されているのも、軽自動車であるとか、中古車であるとか、そういった安いもの。それから、中古車になると税制が違いますから、そういったことを考えて購入されてきているのではないのかと思います。

○白石副会長

税調でやるときに、省庁間の駆け引きが多過ぎるのです。もっと国民の目線に立って議論してもらわないと、バックにある団体やうんぬんという形で税調でやってはだめです。

○大久保財務副大臣

こういった議論に関しましては、この議論は非常に重要な議論でありますから、団体の話等に関しては当たらないと思いますので、発言を慎んでもらいたいと思います。

それでは、最後に代表しまして、全国知事会の平井副委員長、お願いします。

○平井地方税財政常任委員会副委員長

櫻井副大臣からお話がありました。非常にこれからの介護保険だとか社会保障の負担が膨らむ中で、どうやって我が国のこれからの財政を維持をしていくか、その中で国民生活を守っていくか、そういう大きな立場で御議論もいただきました。その中で幾つか論点があったわけですが、今回提出させていただいたものはどういう前提かということではありますが、これは当然、消費税、地方消費税が引上げられた後も想定をして作っております。

それはどういうことかといいますと、櫻井副大臣もよくお分かりと思うのですが、

なぜ、この消費税引上げ問題が出てきたかという、と、どんどんと医療費負担、いろいろなものが膨らんでくるわけです。実は、過去の清算しなければいけないようなものもあります。借金が膨らんできて、国全体の借金も膨らんできている。地方でも同じ状態が臨時財政対策債で起こっております。そういうことからお考えをいただければ、結局、そうしたどうしようもなく膨れてくる、ただ、これは絶対に必要な社会保障というものをどうやってもたすかということで、今回、大なたを振るっていただいたわけでありまして。

私たち地方団体は、その意味で、民主党が自公両党と話し合っただけで築かれたルールというのは歴史的な意味があると、本当に高く評価をしております。だから、そのことは一切否定するつもりはございません。ただ、それはそうした社会保障の負担が膨らんできているということに対する一つの答えとして出されたものであります。

地方税の場合は、いろいろ議論もございましたけれども、基本的な構成は会費みたいなものなのです。税については受益があって、それに対して、ある程度、負担すべき指標がある。それとの対応関係を考えながら精緻に積み上げてきているという実績がございます。そういうものを作り上げてきて、それぞれに理由があるものですから、ゴルフ場利用税についても、自動車取得税についても、今日は意見のやりとりがありましたが、そういうことがあるわけでございます。その辺は、是非経緯だとか果たしている役割も考えていただきたいと思います。

ただトータルで、それでは、がらがらぽんをするとき、どうだというときは、それは最後は額の問題が大事です。総額が本当に確保できて、地方の現場がもたないことにならないかどうか、これはよく注意をしていただきたいと思います。それは税だけでなく、交付税といった調整財源も重要でございますので、御認識をいただければ有り難いと思います。

○大久保財務副大臣

どうぞ。

○野村全国市長会相談役

実は今、玉突き論で少し楽になっているのではないかと、こういう御指摘をいただきました。一見、そう見えますが、地方の社会保障の現状は、国民健康保険一つとっても、私どもの市で3年間連続上げていたのです。もうパニックです。そういったことをやらざるを得ない。だから、そういったことを、介護保険も3年に1回上げますが、そういう状況は是非厚生労働省もしっかり御認識をいただきたいと思います。

決して地方で、玉突きで今からお金が回る。今、高齢化ではなくて、高齢社会になっているのです。だからそこは、各地域の実情は違うかもしれませんが、地方、中山間を持っていますと大変な状況であります。だから、やはり今回の処置は、地方消費税の引上げは大変うれしいのです。これは、今、補って余りがあるのではないか。いや、これはもう先の話ですから、来年どうしようかというのは、私ども来年の予算編

成は、国民健康保険をどうするかということで、本当に頭が痛いです。

そういう状況にありますので、是非御賢察いただけますよう、よろしく願いいたします。

○大久保財務副大臣

そろそろよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

それでは、地方団体との意見交換を終了したいと思います。

お忙しい中、意見交換にお越しいただきました地方団体の皆様、本日は貴重なお話をいただきまして、本当にありがとうございました。

御退席いただきまして結構でございます。

(全国知事会、全国市長会、全国町村会関係者退室)

(カメラ入室)

(日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本税理士会連合会関係者入室)

○大久保財務副大臣

続きまして、4団体からのヒアリングに移ります。

本日は、税制全般についてお話を伺うため、日本経団連の久保田専務理事、日本商工会議所の井上税制委員長、連合の川島総合政策局長、そして、日本税理士会連合会の松原副会長にお越しいただきました。

お忙しいところ、急な申し出にもかかわらず税制調査会にお越しいただき、本当にありがとうございます。

4人の皆様のお話を伺った後で、一括して意見交換を行いたいと思います。

それでは、カメラの退場をお願いしたいと思います。

(カメラ退室)

○大久保財務副大臣

それでは、日本経団連の久保田専務理事からお話を伺いたいと思います。

久保田専務理事、お願いします。

○久保田専務理事

経団連専務理事の久保田でございます。今日は税制改正に関する経団連の考え方を御説明させていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですけれども、お手元に A3 判縦長の資料、1枚物でございますが「平成 25 年度税制改正に関する提言 概要」というのをお配りさせていただいておりますので、それに沿って説明させていただきます。

まず「I. はじめに」のところでございますけれども、私どもの問題意識を掲げてございます。

消費税法改正法案をはじめとする一体改革の関連法案が成立したということで、持

続可能な社会保障制度の確立、財政の健全化に向けた一歩ということで、これを高く評価しているところでございます。本調査会をはじめ政府関係者の御尽力に改めて敬意を表する次第でございます。

一方、我が国の立地環境は6重苦とも言われておりますけれども、とりわけ国際的に見て重い法人税負担によりまして、年々悪化しているというのが現状でございます。企業は相次いで海外移転を余儀なくされております、今や日本は、生産拠点のみならず開発拠点や関連企業も含めて、根こそぎ空洞化の危機にあると言わざるを得ない状況だと認識しております。

そこで、平成25年度税制改正におきましては、国内における投資あるいは雇用の維持・拡大に資する税制を確実に整備することが不可欠だと考えております。

具体的には、IIの「1. 国内における投資や雇用の維持・拡大に資する税制の整備」というところでございます。

まずは法人課税につきまして、事業環境の国際的なイコールフットィングを早期に実現していただきたいと存じております。

法人実効税率の引下げにつきましては、平成27年度以降の検討課題ということになっております。しかし、我が国を取り巻く厳しい事業環境を踏まえれば、平成27年度以降に検討を開始したというのでは遅過ぎるということでございまして、復興特別法人税の終了を待つことなく、速やかに25%程度の減税に向けた道筋をつけるべきだと考えておりまして、まずは税制抜本改革までの暫定措置である地方法人特別税を廃止すべきと考えているところでございます。

併せて、この機会に地方法人課税全体について抜本的な見直しを行いまして、国内における設備投資に対する課税となっている償却資産に係る固定資産税、支払給与に対する課税となっている事業所税を廃止・縮減する必要があると考えているところでございます。

とりわけ、研究開発促進税制の拡充が不可欠だと考えておりまして、本年度から総額型の控除限度額が縮減され、復興特別法人税も加算されるため、法人実効税率の5%引下げにもかかわらず、研究開発に熱心な企業ほどネットで増税になっているという事例が私どもの調べで100社ぐらいあるところでございます。総額型の税額控除限度額は、是非とも法人税額の30%へと再び拡充していただきたいと存じているところでございます。

更に、研究開発段階に加えまして、その成果を活用する局面におきましても、その収益が国内にもたらされるような措置を是非検討していただきたいと存じております。例えば現在、ヨーロッパ10カ国程度で導入されておりますけれども、知的財産権に起因する所得について軽減税率などを適用する、いわゆるパテントボックス等についても、是非創設を御検討いただきたいと考えているところでございます。

それから、原料用途免税につきましては、平成24年度税制改正で実質恒久化と措置

されましたけれども、更に一步進めていただいて、本則非課税化を実現していただきたいと考えております。

自動車関係諸税につきましては、裾野の広い自動車産業の国内基盤を維持すべく、消費税率の8%への引上げ時まで自動車取得税、自動車重量税を確実に廃止すべきと考えております。

石油関係諸税につきましても、消費税のTax on Taxの解消が極めて重要と考えております。

住宅につきましては、購入価格が高額であること、それから、経済の波及効果あるいは雇用創出効果が非常に大きいということを考えれば、消費税率の引上げに合わせて、税負担を増加させないための対策の導入が不可欠だと考えております。

また、印紙税につきましては廃止すべきという考えでございます。

次に、消費税に係る諸制度の整備につきまして「2. 消費税に係る諸制度の整備および個人所得課税・資産課税のあり方」のところでございます。

(2)でございますけれども、経団連としましては、少なくとも消費税率が10%の段階までは単一税率を維持し、低所得者対策としては給付付き税額控除の導入を検討すべきと考えております。

そのためにも、(3)にございます番号制度の早期導入は不可欠でございます。マイナンバー法案の来る臨時国会での成立を強く期待しているところでございます。

なお、個人所得課税に関連いたしまして、寄附金控除の年末調整の対象化につきましては実務的に不可能でありまして、反対の立場でございます。

それから「III. 東日本大震災による環境変化を踏まえた税制の整備」というのを掲げてございます。地球温暖化対策のための税の見直し、グリーン投資減税の拡充、減耗控除制度の改善・延長などを掲げているところでございます。

このうち、地球温暖化対策税につきましては、原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、固定価格買取制度の開始などを受けて、エネルギー価格の上昇が見込まれるということから、課税の廃止を含めて抜本的に見直すべきであると考えているところでございます。まして、省エネ・新エネ対策以外の税収の用途拡大は容認できないところでございます。

「IV. 経済のグローバル化に対応した国際課税制度の整備」では租税条約の推進等を掲げておりますけれども、特に4.にございます、国境を越えた役務提供等に対する消費税について申し上げたいと存じます。

現行の法令では、インターネットを通じた役務の提供を国内事業者から受ける場合には消費税が課税されますけれども、国外事業者から受ける場合には消費税が課税されておらず、課税の中立性・公平性が損なわれておりまして、国内事業者と国外事業者との間での競争上の不均衡が生じているところでございます。

この問題は、音楽あるいは電子書籍の配信等のB to C取引に加えまして、B to B

取引、とりわけ広告配信サービスにおいて指摘されておりました、今後、消費税率が引上げられますと弊害が更に拡大されるということが見込まれております。事業者の競争条件の均衡化の観点から、B to C取引につきまして速やかに必要な法改正を行うとともに、B to Bにつきましても企業のコンプライアンス・コストに十分留意しつつ、緊急性の高い分野から早期に制度上の手当てを行っていただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

次に、日本商工会議所の井上税制委員長からお話を伺いたと思います。よろしくお願ひします。

○井上特別顧問・税制委員長

日本商工会議所の税制委員長を務めております、井上でございます。従業員が 100 人足らずの資本金が 8,500 万円という、ものづくりの経営をしておる会社の社長でございます。このような貴重な時間を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

まず、お手元に「平成 25 年度税制改正に関する意見」の重点項目、概要、本文をお配りしておりますが、この A4 判の資料の重点項目に基づきまして御説明をさせていただきます。

進みの遅い震災復興や長引くデフレ、超円高など、日本経済は危機的な状況にあります。更に、社会保険負担の増加や電力料の上昇などが重なって、中小企業の倒産・廃業、空洞化の加速が止まっておりません。このままでは我が国の経済・雇用は成り立ちません。我々は、成長の源である中小企業の活力強化を柱に、日本を再生していく観点から意見を取りまとめさせていただきます。

第 1 に「消費税引上げに伴う弊害の是正」につきまして申し上げます。

我々が何よりも懸念しておりますのは、価格転嫁問題でございます。昨年の当初の調査では、約 6 割の中小企業・零細事業者が価格転嫁は困難と訴えておるのが現状でございます。政府は価格転嫁対策にあらゆる手だてを講じていただく必要がございます。まず、消費税は価格に転嫁されるものであることを国民や事業者、特に消費者をはじめ取引上強い立場にある者に明確なメッセージを発信して、十分な理解を求めることが大事であります。この取り組みなしに価格転嫁問題の解消はございません。

第 2 に、消費税引上げに伴う景気の下振れをカバーするために、経済波及効果が大きい住宅等への配慮をお願いいたします。

第 3 に、中小企業経営への影響を最小限にとめるだけでなく、価格転嫁のため、中小企業の価格競争力の強化が必要となります。少額減価償却資産は固定資産税の免税とともに特例上限の引上げ、設備投資減税や研究開発税制の拡充、延滞税引下げ等の納税環境整備などを実現して、中小企業の成長を後押ししていただきたいと思います。

す。

また、寄附金控除の年末調整化は中小企業の負担増になりますので、避けていただきますようお願いいたします。

逆進性対策につきましては、我々も十分、その重要性を認識しておりますが、複数税率は中小企業に追加的な、煩雑で重い事務負担を強いるものでありまして、絶対に避けていただきたいと思っております。簡易課税制度の維持も困難になることが想定されます。高所得者に大きな恩恵が及ぶため、逆進性対策としての効果が薄く、EU で様々な問題が生じている軽減税率をあえて導入する必要はございません。逆進性対策が必要な場合、共通番号を早期導入して、きめ細かな給付支援、給付付き税額控除で対応したほうがより効果的であります。

簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しにつきましては、政府では複数年度で調査を行っているようですが、特に経済が落ち込んでいるときには実際の仕入れが上昇いたしますので、昨年の大震災の影響も調査した上で慎重に検討していただきたいと思っております。

また、二重課税の解消としましても、印紙税や車体課税等の解消も是非お願いしたいと思っております。

来年度税制改正では是非ともお願いしたいのは、2番目の「事業承継と創業促進に資する税制の拡充」でございます。

納税猶予制度は導入から4年たちましたが、わずか500件の利用しかございません。制度が知られていないとの意見がございますけれども、商工会議所ではセミナーだけでも1,500回、4万人に広報するなど、あらゆる機会に周知をいたしております。対象企業は皆、制度を知っております。ただ、リスクが高く、使いたくても使えないというのが実態でございます。使い勝手のよい制度、使える制度への改善を直ちに措置していただきますよう、お願いいたします。特に急激な経済変動がいつでも起こり得る昨今、5年8割雇用という基準を1%でも下回れば一発で納税猶予が打ち切られる制度では経営者が怖くて使えないので、緩和をお願いいたします。

役員退任要件につきましては、代表権が外れるだけで十分であると思っております。事業の承継、雇用の維持という制度の目的を達成することに重きを置いて、要件の緩和をお願いしたいと思っております。

また、法律施行5年の見直しを見据え、承継円滑化法の附帯決議に示されておるよう、納税猶予割合10割への引上げや、株式総数上限の3分の2の撤廃など、より制度が使われるように、事業承継制度の抜本的な拡充に着手していただきたいと思っております。

相続税の課税強化に関して来年度改正とあわせて結論を得ることになっておりますが、大都市だけの問題ではなくて、各地に影響が出るレベルの課税強化であります。地域の駅前商店街の個人事業主の事業承継に影響があるという声も多く寄せられてお

ります。事業承継の観点から、相続税の課税強化は避けていただきたいと思います。

創業支援につきましては、創業後5年間の法人税免税や、社会保険料の減税、印紙税・登録免許税の廃止を是非お願いしたいと思います。

「3. 中小企業等の活力強化に資する税制の拡充」でございます。

法人税減税は復興増税期間の終了を待たずに、法人実効税率はアジア諸国並みの20%台に、中小法人の軽減税率は11%以下への引下げを、適用所得金額の引上げを実施していただきたいと思います。

また、地域経済や社会を支える、資本金1億円を超える中小・中堅企業が疲弊をしております。現在1億円を超えると大企業と同じ税制が適用されておりますが、中堅企業に対する留保金課税の廃止や中小租特の適用化などの実現を是非ともお願いしたいと思います。

最後に、4番目の「内需拡大・地域活性化に資する税制の拡充」でございます。

消費税引上げで経済の下振れが見込まれる中、需要喚起、投資拡大を促すためにも、贈与税の非課税枠の大幅な引上げや交際費の全額損金の算入、これは中小企業だけではなく、広く企業の交際費の損金算入を認めるべきだと思っております。

また、企業活動や雇用拡大を阻害する事業所税の廃止などの思い切った実現をお願いいたします。

所得税の課税強化が検討されておりますが、消費税を引上げようとする中、消費を冷え込ませる、雇用や中小企業経営に悪影響を及ぼすようなことは行うべきではありません。

中小企業は雇用を必死に守りながら地域経済を支えておりますので、税制面から強力に後押しをしていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

次に、連合の川島総合政策局長にお話を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○川島総合政策局長

連合で税制の担当をしております、川島でございます。本日は、働く者、生活者の立場からの発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日用意した資料は2つございまして、ヘッダーに「当面する税制改正に対する連合の考え方」、もう一つには「I. 税制改革に関する要請項目」と、多少厚い資料がありますが、本日は最初に申し上げました「当面する税制改正に対する連合の考え方」に沿って御説明をさせていただきます。

「I. はじめに」というところで、情勢の認識ですが、我が国は様々な課題に直面をしているという中で、これは一つ一つを克服していかなければ将来展望は開けない。

3つ目の○にあります。何よりも被災地域の復興・再生、そして、日本全体の再生、更に社会保障・税の一体改革を着実に推進するというのが、まず国民的な課題でございます。

したがいまして、今年度の税制改正についても、これらの課題解決に資するといった視点は当然であります。これまで民主党が掲げ、先送りされてきました幾つかの課題がございます。4年間の政権担当期間を一区切りと考えますと、正に総決算の改正の年でありますので、そのことにも留意をした御検討をお願いしたいと思っております。

「II. 当面する税制改正のテーマ」は2本立てで考えております。

今回は年度改正であります。社会保障・税一体改革の法律の中でも税制にかかわる重要課題がございます。なかなか区分けが難しいということで、1つには、この一体改革の着実な推進に向けた課題。2つには、前年度からの継続課題ということで御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目、IIIでございます。具体的な課題について申し上げます。

1つには「社会保障・税の一体改革の着実な推進に向けた課題」でございます。

法律の中でも2012年度中に必要な法制上の措置を講ずるとしてある所得税、資産課税の見直しが1つ目の課題でございます。

四角囲いがございます①は、所得税の最高税率の引上げ。

②は、相続税の強化。これは、基礎控除の引下げは当然であります。累進性の強化ということも課題となっております。

③は、人的控除を所得控除方式から税額控除方式に切りかえる。年来の大綱の中でも掲げてありましたが、これについても着実な実行をということであります。

(2)は「自動車関係諸税の軽減・簡素化」についてでございます。私も連合は年来、自動車取得税・自動車重量税、燃料課税については、課税根拠を失っており、早急に見直すべきということを経年主張してまいりました。一体改革の中でもこれについて見直しを行うと明記がされたところでありまして、今年度についても検討結果を出すということが重要だと考えております。

四角囲いに具体的な内容を書いておりますが、現在、取得・保有という段階でこの税金がかかっておりますが、取得税の廃止、そして、自動車重量税を廃止をいたしまして、自動車税あるいは軽自動車税を含めた自動車保有にかかわる抜本的な見直しを行った上で、軽減・簡素化を図るということでございます。

3ページ目を御覧いただきまして、走行段階の燃料課税についても、当分の間税率、いわゆる暫定税率を廃止した上での見直しが必要だということでございます。とりわけ、この自動車の取得・保有にかかわる部分、自動車が生活必需品である地方を鑑みますと、負担軽減は地域経済の活性化ということにも大きく貢献する内容であると思

っていますので、繰り返しになりますが、御検討をお願いしたいということでございます。

(3)は「消費税引上げにともなう課題」。ポイントは低所得者対策と、中小事業者などの価格転嫁対策の2つでございます。

今回、関連法の中では複数税率の導入という一言が挿入されましたが、基本は単一税率の維持を前提に検討すべきということでございます。

時間の関係もありますので、ポイントのみ御説明しますと「(4)その他の課題」といたしましては、個別間接税の整理・見直し、そして、地域・地方での安定した税財政を目指した改革を行うということでございます。

次に、2番目の柱といたしまして「前年度からの継続課題」についてでございます。

「(1)被災地復興・日本再生に向けた課題」は、何といたっても、被災地全体の復興と雇用創出、そして、中小企業への支援を着実に推進するということが現在の課題ということでございます。

次の4ページを御覧いただきまして、政府の掲げました日本再生戦略の推進に資する雇用の維持・創出、国内投資の促進につながる税制措置も重要でございます。人への投資、あるいはグリーン、ライフイノベーション、そうしたものに資するような研究開発投資などを政府が後押しをする、そういった面での改正が必要だと、このように考えております。

「連合の政策」は、①から③まででございます。

①は、被災地のヒアリングなどを通じて出されました、特別交付税の上積み継続、あるいは被災者向けの賃貸住宅の新築促進に資するような税制。

②は、中小企業の支援、そして、雇用促進税制をはじめとするディーセントワークを後押しする税制改革が必要だと考えております。

最後は「(2)納税者の立場に立った分かりやすい税制の実現」ということございまして、納税者権利憲章の制定など、これまでの積み残しの課題について解決を図る、そういう点からの御検討をお願いをいたします。

簡単ですが、ポイントの説明といたしました。御清聴ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

次は、4団体の最後になりますが、日本税理士会連合会の松原副会長にお話を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○松原日本税理士会連合会副会長

日本税理士会連合会の副会長の松原と申します。本日は税制調査会のヒアリングにおける発言の機会を与您いただきまして、感謝を申し上げます。

税制改正に関する建議項目につきましては、調査研究部の副部長の瀬上より後ほど説明させていただきますが、まず配付しております資料のうち、一番上にあります税

理士法に関する改正要望書について、私から説明を申し上げたいと思います。

税理士制度の見直しにつきましては、要望書の2ページの(4)にございますように、昨年及び一昨年の税制改正大綱において、検討事項として記載されました。特に昨年の大綱におきましては、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、「その見直しに向けて引き続き検討を進めます」としていただきました。これを受けまして、日本税理士会連合会、国税庁、主税局との計14回にわたる勉強会での議論も踏まえまして、今回配付させていただきました税理士法に関する改正要望書として18の要望項目をとりまとめております。

本日はそのうち、特に実現をお願いしたい項目につきまして、簡単に説明をさせていただきますと存じます。

まず、最初に4ページの「(1) 税理士の資格」について申し上げます。弁護士、公認会計士はそれぞれ社会的に重要な使命を有する職業専門家であります。その使命及び専門性は税理士のそれとは異なっているわけであり、使命がおのおの異なる専門職業に対する国家資格の付与は、おのおの専門性を問う試験を通じて行うことが原則であるはずで、よって、税理士の資格付与に当たりましても、その能力担保措置については、国民、納税者から見て妥当でなければならないと思います。

そこで弁護士は会計学に属する科目、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講ずるよう、税理士法改正をお願いしたいと存じます。

次に、4ページの「(5) 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し」についてであります。公職についた場合の業務については、他士業においては特段の制限がありませんが、税理士法にはこの制限があるわけであり、今後もますます拡大をしていくであろう税理士の社会貢献を阻害しないためにも、一定の例外を除いて、その公職に兼業禁止規定がない場合には、税理士業務を停止しなくても済むようお願いをしているところであります。

次に、5ページの「(1) 研修受講の義務化」について申し上げます。現行税理士法は税理士の研修を努力義務として規定しておりますが、税理士に対する信頼性を更に高めるために、この努力という文言を付加しないところの、つまり義務規定そのものとすべく法令等の整備をお願いしたい。

続いて「(2) 税務支援のうち税務援助への従事義務」につきましては、税理士会が行う経済的弱者に対する税務援助をより強力に実施できるように、現在の会則における義務規範からこれを法令等において、義務として整備していただくようお願いを申し上げます。

この他、要望書に掲げられました18項目は、全て納税者のための税理士制度の維持発展に欠かせない要望項目であります。平成25年度税制改正大綱の策定に向けて、これら税理士法に関する改正法の検討をお願い申し上げます。

それでは、引き続き、税制改正建議項目について、瀬上副部長より説明を申し上げます。

○瀬上調査研究部副部長

調査研究部副部長の瀬上でございます。税制改正については私から御説明をさせていただきます。

まず、税制改正のお手元の資料でございますが、A4 のカラー刷り 1 枚の「平成 25 年度税制改正に関する建議書の概要」、「平成 25 年度税制改正に関する重点要望事項」、もう一つ、この 2 つの資料のベースになっております本年 6 月に機関決定されました「平成 25 年度・税制改正に関する建議書」の 3 点でございます。

まず、A4 のカラー刷りの資料を御覧いただきたいと思います。日本税理士会連合会が税制改正の建議についての基本的な視点を御紹介させていただきます。この上の方に書いてあります「公平な税負担」「理解と納得できる税制」「必要最小限の事務負担」「時代に適合する税制」であり、より一層「透明な税務行政」とすべきということ。これら 5 つの基本的な視点により、税制改正に関する建議書を取りまとめているところでございます。

今回、平成 25 年度の建議は、今後の税制改正について基本的な考え方について、税目ごとに税理士会としての意見を記載させていただいた他、個別な税制改正については 39 項目について建議をいたしております。

今回は時間の関係もございまして、まず基本的な考え方からは消費税について、これについては建議書の 1 ページ、「はじめに」の次に目次がございまして、その次に「I 今後の税制改正についての基本的な考え方」というものがございまして、その一番最後に「消費税」がございまして、そのまず 1 番でございます。

「1. 税率」についてですが、消費税の税率の引上げに関連して、食料品などの生活必需品に軽減税率を適用する複数税率の導入が議論されているところでございます。

2 ページの 4 行目、また、納税者の事務負担が増大することや軽減税率による減収分を標準税率の引上げにより補填する問題もあります。したがって当面は、消費税率は単一税率を維持すべきであり、税制をより一層複雑化させる複数税率は導入すべきではないと考えます。

「2. 逆進性対策」でございます。年収が一定以下の者に生活必需品等に係る消費税相当額を所得税において還付させる給付付き税額控除制度が提案されております。複数税率と比較すると、適当な措置と考えております。マイナンバー制度の導入との関連性も考慮し、給付手続と給付方法が複雑にならないように配慮した制度とすべきと考えます。

「3. 帳簿方式の維持」でございます。現在、帳簿方式を採用しておりますが、取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮したこの帳簿方式は、請求書等の保存などにより制度の透明性も十分確保されており、インボイス方式によらずとも、現行の帳簿

方式で正確な消費税の計算が行われます。インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担がはるかに少なく、帳簿方式を維持すべきと考えております。

次に「平成 25 年度税制改正に関する重点要望事項」より、更にポイントを絞ってお話しさせていただきます。

1 つ目は、裏面の 8 番目に掲げております「非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度における諸要件を緩和すること」について申し上げます。いわゆる事業承継税制の利用が低調であります。納税猶予適用後 5 年間、従業員数の 80%、このような雇用確保要件を維持するため、かえって経営の継続が困難となるのではないかと懸念する経営者もおります。制度が広範に利用されるためには、諸要件の緩和が必要と考えます。中小企業の活性化のために事業承継税制の適用要件を見直し、使い勝手を向上させるように御検討のほどをいただきたいと考えております。

前のページに戻りまして、「5. 交際費課税における交際費等の範囲の見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の 10% 課税制度は即時に廃止すること」を御検討をお願いしたいと考えております。

この他、建議項目につきましては、そのページに書いてあるとおりでございますので、御検討をお願いしたいと思います。

税理士会からは以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、これまでの 4 団体の要望に対する意見交換を行いたいと思います。

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

内閣府といたしましては、NPO に対する寄附について、年末調整をできないか。また、今日は副大臣もいらっしゃいますけれども、文部科学省は学校法人に対する寄附について、年末調整できないか。この点について、この税調での御検討をお願いしています。

私としましては、NPO 法人に対する寄附の年末調整には、様々な課題があるということは十分承知しておりますけれども、先ほどの経団連のお話だと、不可能ということだけで終わってしまいました。私は不可能ではないだろうと。ただ面倒くさいのだろうと。それは例えばですが、生命保険の控除であれば生命保険の会社の数は知れているけれども、NPO 法人だったら山のようにある。

ですから、事業者の方々の事務の煩雑さも考慮した上で議論を進めたいと思っていますので、不可能という一言で済まさせてしまったことは、私といたしましては大変残念に思っております。

今日は税制調査会で税制に関する御議論があるのかなと思っておりましたら、税理士会から業際問題について、いろいろな御指摘がありました。あえて税理士会がそう

いう御発言をされたと思いますので、私も内閣府副大臣という立場を離れて、政治家としてお話をさせていただこうと思います。

私は弁護士ですが、税理士を登録しておりません。税理士会から弁護士は会計学の属する科目、公認会計士は税法に関する科目に合格するという条件にすべきだという御提案でございました。弁護士については、私は大賛成でございます。憲法や民法や刑法だけで税理士の資格を与えるのはどうかと。この点で私は税理士会の御指摘には大賛成です。ただ、公認会計士に関して申し上げれば、既に論文試験で租税法が試験科目になっております。そのことを御承知の上でおっしゃっているのかなというのが1点の疑問でございます。

もう一点、このこともあえて申し上げたいのですが、税理士会が他の士業の資格についておっしゃるのであれば、やはり税理士の資格についても昨年の税制改正要望に沿って御検討をいただいているのか。具体的に申し上げますと、税理士の中で税理士試験に合格しておられる方々がどの程度の割合いらっしゃるのか。役所に何年間か勤めたら自動的に税理士資格を与えられると。この仕組みをこのまま維持していいのか。

あるいはかつて、現在もかどうかは知りませんが、税理士さんは大学院を2つ出たら自動的に資格が与えられました。これもこれでいいのか。あるいは試験というのは、そのときにおける学力をテストするものですが、税理士試験においては1科目ずつ毎年毎年受けていくことも可能になります。こういう試験のあり方も適当なのか。この点も含めて御議論をいただかないと、税理士に対する国民の信頼、あるいは職業に対する信頼が得られないのではないかと。こういうふうに思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

先ほど何人かから手が挙がっておりましたが、海江田副会長、お願いします。

○海江田民主党税調筆頭副会長

私は平成23年度の税制改正で、この税理士法の改正の方向性を打ち出すべきだということを申し上げたので、あえて今、お話もありましたので。私はこの問題を業際間の問題というか争いに、矮小化ということはあえて使いますが、それは決していいことではない。現行の税理士法が施行されてから10年経ちまして、その間大きく納税環境が変わってきたわけです。ですから、そうした大きな納税環境が変わってくる。これからの時代は納税者が自分の税金について納得をして納めていただかないと、従来もそうでありましたけれども、ますますそういう必要性が出てくるのではないだろうか。もう出てきているのではないだろうか。

そういうときに本当に納税者に納得してもらうために、この行政と納税者の間をつなぐ役割を私は税理士の皆さん方に果たしていただきたいと思っておりますし、そういう認識に立った上で、納税者の立場に立った上で税理士法の改正をしていただきたいという思いで、23年度の税制改正にそういう形で小付けを入れたわけでございますが、

是非その方向性の中に従って、もう 14 回議論をしていることもございますが、その原点に立ち返って、いい税理士法の改正をやっていただきたい。特に私から要望、要請をしておきます。

以上です。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

時間がないので端的にお聞きしたいと思います。たくさん聞きたいのですが 1 点、今日は労使で来られているわけですけれども、この間、私どもが歴史をたどってみると、法人税の引下げを含めて、法人税関係租特はかなりご要望に応じてきたと思っています。これはひとえに雇用、そして経済を活性化させ、デフレからの脱却ということを指摘してきたわけですが、結果的に見ると、どうも一次分配の世界で、いわゆる働く人の所得がずっとこの間どんどん低下している。一方で企業側は利益を上げられるのは当然のことですが、結果として企業内余剰が増えていって、今やマクロの資金循環で見て貯蓄の中に占める企業内余剰の方が大きくなっている。

今まで資本主義社会は、借金をしてでも設備投資をして発展をするのが大きな原動力だったと思います。それがうまく機能していない。そういう機能していない中で、法人税のあり方をマクロの立場から、個別の企業にとってみれば非常に利潤を上げていくのは私も当然のことだろうと思いますが、マクロ的に見たときにこうなっていることは、一体どういうふうに理解されているのか。

私はある労使の間、あるいは政府ももちろん入って、この現状を打破しないと、働く人間の労働条件がどんどん下がっていって、今は結婚できない、子どもも生むことができない、そういう社会のサステナビリティといえますか、維持不可能性が増してきているのではないか。そういう危機感を持って、これは正に今の日本の経済を何とかしたいという思いで私は質問しているのですが、その点について経済界及び労働界はどんな見解をお持ちなのか。お聞きしたいと思います。

○大久保財務副大臣

これまでの質問、意見に関して 4 団体から答弁をお願いしたいと思います。

まずは税理士会からお願いします。

○松原日本税理士会連合会副会長

税理士会でございます。

内閣府副大臣の御指摘の件です。我々としましては、海江田先生からおっしゃられましたように、業際問題というようならえ方はしておりません。あるべき国家資格制度に入っていきたい。つまり資格専門家はその資質を問う能力担保をある程度もって、それを旨とすべしというのは基本であると思います。

税理士法の 3 条に税理士の資格の条項があります。その中に我々の資格試験を合格

した者と同レベルで弁護士さん、公認会計士さんが併記されている。これは自動的に何の検証もしないで付与されている。ここに問題があるというところの指摘から始まっているわけでありまして。OBの税務官公署の退職者に自動的に付与されるというお話をいただきましたが、実はそうではなくて、これは3条の資格のところではなくて、8条の免除規定の中にそれが規定されているわけでありまして、一定の条件のもとにこれが付与されている。自動ではない。自動的に資格付与されているところに我々は問題があるという指摘をしたいわけでありまして。それは海江田先生がおっしゃいましたように、国民納税者の信頼に資するために、利便に資するためにという観点から申し上げたいと思っております。

以上です。

○大久保財務副大臣

他の団体はいかがですか。

経団連、お願いします。

○久保田事務理事

まず、前川副大臣の御指摘のところでございます。先生のおっしゃられたとおり、表現上の問題で、不可能だと一刀両断したつもりはなくて、我々としては実務的に不可能だと。先生は御承知のとおり、企業の立場からしますと源泉徴収義務者でございますので、給与所得者から提出された領収書が真正であることの確認とか、寄附先のNPOについて確認などを行う、非常に膨大な事務負担があるということで、とても対応できない。率直にそういう気持ちを表現したところでございます。

峰崎先生の御指摘は非常に難しい問題で、従来から内部留保との関係もございませけれども、貸方の方に内部留保があれば、借方の方に設備投資ということで、現金がじゃぶじゃぶ貯まっている状態ではないと。一番難しいのは、このグローバル化の中で企業が、あるいは日本がどういう立ち位置になるかというところの問題だと思っております。非常にグローバルな競争が厳しいという中に企業経営者がさらされているのが一番の実態だと思っております。私どもは企業は正に雇用を維持拡充することが非常に重要だと思っておりますけれども、そういう中でどれだけ国内で雇用を維持拡大できるかということに苦心しております。

それから、正にサステナビリティとか、そういったセーフティーネットでこぼれ落ちるところについては、きちんとセーフティーネットをはっていく。そういう意味では社会保障を充実させることについては我々も賛成で、そういったことから今回、消費税の引上げを含む一体改革については高く評価をしているということでございます。

恐らく設備投資のところは必ずしもかつての高度成長時代のように伸びていないということは、マクロ統計的にも事実でございます。それは企業マインドもあるでしょうし、企業が日本でビジネスをやっていくような環境整備ですね。この辺に努めて

いくことが重要なのだらうと思っております、私どもは雇用のところは非常に意識して、日々活動しているところでございます。

○大久保財務副大臣

連合からお願いします。

○川島総合政策局長

それでは、峰崎先生の御指摘について申し上げます。結論を申し上げますと、労使での分配のひずみといったものが我が国の構造的な課題の根底にあるということで、それについての御指摘であったというように思っております。ミクロ的には労働組合はもっと頑張れということではあると思いますが、マクロ的な話でいきますと、これまでの自民党政権のもとでの経済政策運営といったものが結構影響しているという側面も否定できないと思っております。

私が申し上げたいのは、では、これをどうしていくのかということでありまして、分配のひずみを適正化していくことでもあります。私どもはディーセントワークの実現といったことを申し上げております。実はこれは私どもだけの考えではありませんで、リーマンショック後の G20 ピッツバーグ宣言の中でも、質の高い雇用を回復の中心に置くという合意がなされました。我が国の新成長戦略の中でもディーセントワークの実現といったことが政策課題として入っております。

具体的には最低賃金の引上げですとか社会保障の適用の拡大ですとか、あるいは非正規雇用者、労働者の均等処遇、均衡処遇といったものがあります。幸いにして政府の政策の根幹にこれらのことが組み込まれておりまして、政府も分厚い中間層の復活を目指すということになっておりますので、私どももそれを何とか実現をしたいということでもあります。

確かにそれでは企業の負担が増えるのではないかとということもあると思いますが、考えてみれば、この質の高い雇用は労働者の懐を温めることにもなりまして、内需、消費の拡大といったことにも寄与することもありますし、経営者の方が一番よく分かっていると思いますが、質の高い雇用といったものが新しいサービス、あるいはすばらしいサービス商品を生み出して、そのことが企業業績にも返ってくるのだということでもあります。そうした課題認識を持つ中で最初に申し上げました、この分配のひずみを何とか是正するというのが大きな政策の方向性だと、このように考えております。

○大久保財務副大臣

お待たせしました。商工会議所の井上税制委員長、お願いします。

○井上特別顧問・税制委員長

確かに自己資本比率は20年前から比べれば倍増されていることは言えるわけですが、それが事実キャッシュで残っているわけではありません。むしろ中小企業としては税が下がって、もっとキャッシュフローができるならば、設備投資をしたいという企業経営者は非常に多いです。この前もアンケートを取ったところ、8割の経営者がそう

いうことを訴えております。ただ、それだけの資金が足りないということを訴えており、むしろ逆に今の税金が高いから、持っていかれてしまって手元に残らないと訴えています。

雇用の問題から、労働分配率というところ、これは70%以上を中小企業は超えておられるわけですし、労働分配しなかったら人が逆に集まってこないのです。今は安く安くと言っているのは大企業であって、中小企業にはなかなか人が集まらない。うちなどでもそうです。今は東京でも名古屋でも広島でもみんな募集をしていますが、なかなかいい人が来ない。いい人でなければ雇えないということもあるのですが、これは教育の結果もあるということをおっしゃっているのです。本当にいい人が来れば、幾らでも雇いたい。仕事は幾らでもある。だけれども、本当にそれだけの人材が来てくれないということに問題があるということだと思います。

大手の企業はどうですか。みんな海外に行っているのではないですか。何故行くのか。税が安い、賃金が安い。再投資をするのはみんな海外でどんどんやっている。日本に投資をしてこないではないですか。これは日本の税制、法人税が高いからです。そういう点を考えるならば、日本でもっと再投資をさせるような方向付けをしてもらいたい。

ある大手の企業がこの前、大震災で福島県のいわきで工場が流れ、タイで流れて、両方を再度立ち上げた。現在その両方の工場は同じ金額で物ができているということをおっしゃっていました。そのように幾らでも日本でも安くやる方法がある。そういうことを考えると、早く法人税を下げるべきだとおっしゃいます。そして、活性化をさせる。そういうことを是非ともお願いしたいとおっしゃいます。

以上です。

○大久保財務副大臣

予定の時間が12時になっておりますが、4人ほどから手が挙がっておりますので、もしよろしかったら、松本副大臣、前川副大臣、鷲尾大臣政務官、網屋大臣政務官、以上でよろしいですか。あと、櫻井副大臣。5人から意見を聞きまして、一括して団体から答弁をお願いしたいと思います。

それでは、松本副大臣から順番にお願いします。

○松本文部科学副大臣

文部科学副大臣の松本と申します。今日はどうもありがとうございます。

先ほどのお話とも関連するのでありますけれども、やはり雇用を維持、拡大していくためには、非価格競争力を強化していかなければいけない。革新的技術開発を後押ししていかなければいけない。そのためにも、やはり研究開発の促進税制というものの拡充は不可欠であろうと思います。

とりわけ、今回我々が求めておりますものは復元でありますので、まずそこからしっかり頑張っていきたいと思っておりますし、それをなくして野田政権の大きなテーマでも

ありますデフレ脱却、雇用の維持、拡大をなし遂げられないとっておりますので、そこは足並みをそろえてといいますか、同じ思いで頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

まず、税理士会に対して申し上げます。

私、先ほど申し上げたように、ギルドの論理を展開するつもりは全くありません。ただ、税務署のOBの方々、一定の条件がということがありますが、一定の条件がつくのは当たり前です。税務署に3日勤めたら税理士になれるのか。そんなはずはありませんので、一定の条件がつくのは当たり前だと思います。

私が先ほど申し上げたのは、試験を経ずに国家資格が与えられている。それが公平なのか、適正なのかということです。ですから、税理士会の引用されている今年の税制改正大綱でも、税理士の業務や資格取得のあり方などに関して、税理士の資質の一層の向上を図る観点から検討を進めますとあるわけですので、是非税理士の資格が、国民の納税にとって極めて大切な税理士という尊い資格が試験も受けずに取得することができる。これをこれからも維持していくのか。それが税理士会にとっても、国民にとっても本当にいいのかというところは真摯に御議論をいただけたらと思います。

それと、先ほど申し上げて、この点は触れていただけませんでしたでしたが、公認会計士については、税法はテストか試験科目にあります。

経団連に対してですけれども、領収書のNPOあるいは学校法人に対する寄附の年末調整についてです。領収書の成立の申請がチェックできないという点は、おっしゃるとおりだと私も思っています。どこまで実効的か分かりませんが、内閣府では、例えば領収書の書式を統一したらどうかという検討もしておりますので、この点も文部科学省も踏まえて、便利で煩雑でなくて、そして不正がまかり通らない。様々な観点が必要だと思いますので、御相談を続けさせていただけたらと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

続きまして、鷲尾大臣政務官、お願いします。

○鷲尾農林水産大臣政務官

日税連さんをお願いなのですが、やはり議論を聞いていますと若干発散気味でありますので、日本の税の専門家として、税制改正に関する問題に対する要望ということで、もっと絞っていただきたいと思っております。

資格の話はいろいろ議論がありますから、政府税調で議論するということ自体、私はなじまないのではないかと考えていますし、また、主催者の事務局側にも、是非ともそういう常識の範囲内で絞っていただけるようにちゃんと指導していただきたいと

思います。

以上にします。

○大久保財務副大臣

続きまして、網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

本日はお忙しいところありがとうございます。

皆さんにお伺いしたいのですが、特に経団連の方々にお話を聞きたいのですが、様々なところで台帳も含めて、国家財務の健全化の重要性は認識されていると思っております。

細かい話ではなくて、ここに結構たくさん御要望があるのですけれども、端的に言えば、例えばこれを全部実行した場合に、国家税収というのはどれぐらい減るものなのか。そして、それをどうやってカバーするとお考えなのか。それについて、もし何か御所見があれば教えていただきたいと思っております。

○大久保財務副大臣

お待たせしました。櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

1980年からの10年間というのは、貯蓄と投資に関して見てくると、圧倒的に投資過剰の時代でした。1991年から2000年までの間はプラス・マイナス・ゼロでして、2000年以降どうなっているかという貯蓄過剰になってきていて、これがやはりどうしても景気が上向かない最大の原因ではないかと思っております。

先ほど税のお話がありました。中小企業は資金が乏しいので、確かに税制上優遇措置がないと、なかなか再投資できない。ただし、納税している中小企業がどれだけあるかという、必ずしもそれほど大きい数字ではありませんから、もう一点、どういふことを政府として方向性を決めれば、何らかのことがあれば、投資をどんどんしていただけるのか。投資していただけるのであれば、法人税を単純に引下げることがいいのか、それとも例えば研究開発をやられたときの税制を優遇するとか、設備投資を行った際に対して優遇税制を行うとか、政策目的があって、そのことを実行していただけるのであれば、それに対して措置をしていくということの方がいいのかなと思っております。

厚生労働省としてということだけではなくて、医療産業というのは、これから高齢化社会を迎えるに当たって私はすごく重要だと思っておりますし、繰り返し申し上げているのは、例えば製薬産業というのは、中国や韓国と競争しておりません。競争している国は数カ国しかないわけであって、こういったところに関して言うと、昨年度の税制改正で見ると、結果的には大幅な増税になってきている。ですから、こういった産業を育成していくためには、やはり研究開発投資減税などをやっていくと。そこから辺のもうちょっと目的があって、こういうことをやればこうなるのですというお

話をいただけると、もう少し議論がかみ合ってくるのかと思います。

それから、これは税制から離れるところがありますが、我々は地域の繁華街も含めてそこを所管しているものですから、接待交際費課税の見直しを要望しておりまして、各種団体からいただいていることについて感謝を申し上げます。

ただ、この中であえて挑戦的なお話を申し上げますと、今、霞が関のパワーというのは相当落ち込んでいると思っていまして、その最大の原因は何かというと、民間の方々とざっくばらんに話す機会がなくなってしまった。ですから、現場のことを知らなくなってきたということが非常に大きな問題があると思っていまして、そういう意味では、公務員倫理法も含めて、セットで交際費の話をしたほうが良いと思っ

てい

のですが、今の霞が関の現状について団体の方々がどうお感じなのか。そこら辺をいただけたらと思います。要するに、もう少し壁を取っ払って話をしていかないと、世界は官民を挙げて一体で我が国に攻め込んできているわけです。アメリカなどは特にそう

でして、アメリカ政府が一番のロビイストで、ACGAを使って対日要望書とか何とかで今までずっと制度を変えられてきている。だけれども、日本はいまだに官民がざら

らばらになってやろうとしてきているところに根本的な問題があるのではないかと思いますので、その辺も併せて御意見をいただければと思います。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。

これまで5人の委員の皆さんから意見、質問がありましたが、4団体からの答弁をお願いします。

経団連、商工会議所、連合、そして税理士会の順番でお願いします。

○久保田専務理事

まず、研究開発税制について非常に力強い御支援の御発言をいただきましてありがとうございます。正にそう思っていまして、これは昨年度5%実行税率を下げる際に、財源を出せという中で、最後まで我々は抵抗したのですけれども、結局、研究開発税制の20の30という限度額のところを差し出してということで、結果的に先ほど申しましたように、薬をはじめ、電機、電子とか、正に日本がリードしていく産業、これから引っ張っていくところが実質増税になっているのです。ですから、復元とおっしゃいましたけれども、正にそこは是非戻していただきたい。これは25年税制改正の最大の課題だと思っております。

それから、国家財政の話ですけれども、一応うちの要望を合計しますと、減収額は9兆円から10兆円ということですが、これは税制の議論はいつもそうなのですが、どうしてもペイ・アズ・ユー・ゴー原則になっているのです。これを下げたら法人税収がこれまで減るので、その分どこかで見返りを出せとかですね、ただ、当然もう少しダイナミックにモデルでいろいろ考えられないかというのは、我々の率直なところでございまして、ヨーロッパも法人税を下げたときの景気によるのですが、むしろ税収

は上がっているという事実もありますので、もう少しそういう観点で、非常に静止画像で下げた分の減収をどこかでということではなくて、もう少しダイナミックなそういう形で政策が議論されていければと思っています。

それから、NPOのところはもう答えられましたけれども、私どもはよく相談させていただきたいと思います。

櫻井副大臣がおっしゃった法人税全体を下げるのか、R & Dとか、設備投資。これも毎年議論になるところでございまして、企業からすれば当然両方ということではあるのですが、その時々ウエートの置き方というのは多分あって、局面からいけば、私どもは今回は研究開発税制というところが実際に増税になったところもありますので優先していただきたい、ただ、法人税率引下げの議論を是非、3年間待てということではなくて、やはり諸外国との関係で進めてもらいたいということでございます。

官民交流も非常に重要な御指摘だと思ひまして、私どもが実態を実感しておりますのは、役所とのそういう、特に夜席とか昼もそうですが、一杯飲みながら、飯を食べながらというところの企業は減っています。御招待しても、我々は会社のということでやりますが、皆さんは1万円なりポケットマネーで置いていくわけです。これは我々としては非常に申しわけないし、飲みたい酒も我慢するということがありますし、これはやはり情報という意味ではかなり落ちているということは実態だと思います。

過去に行き過ぎのことは随分ありましたので、そこは是正すべきところはあるかと思ひますが、もう少し通常の範囲でお互いに意見交換をして、やはり昼間の議論と夜の席とは大分違いますので、本音のところ意見交換ができるような場はあったほうがいいなというのは、私どもの実感だと思います。

○大久保財務副大臣

商工会議所、お願いします。

○井上特別顧問・税制委員長

研究開発費は本当に重要なことであります。中小企業が日本をどれほど支えているかということ、政治家の皆さん方は本当に分かっているのかなと思ひます。ものづくりでも、今、2008年で大企業が付加価値を53兆円、中小企業は48兆円出しているのです。2006年はこれが逆転しています。中小企業の方が多かったです。中小企業というのは非常にいろんな技術を持っている企業なわけです。それに非常にいろんな意見をたくさん持っている。しかし、そこにはお金がない。その研究開発費を出すだけのお金がない。中小企業庁は本当はもっと予算を取ってあてがってあげればいいのですが、本当に少ない予算しかない。中小企業の技術強化等に対する予算は、たった100億円かそこらしかないのです。基盤整備という名に隠れて、本当に少ない。これではどうにもならない。少なくとも1,000億円ぐらひはなければいけない。ところが、それを財務省の皆さん方は削られて、ペイ・アズ・ユー・ゴーということになり、な

かなかそこに回してもらえていない。どういうふうに政治は考えておられるのか。日本の雇用を抱えているのは中小企業であるということをもっと考えてもらえるならば、もっともっと予算を回してもらえと思います。

私はいつも申し上げます。農業にはあれだけの金を使っているではないか。260万人しかいない。売上げは全部で10兆円ありません。中小企業はどれだけあるのか。全部売上げたら500兆円はある。それだけのものを抱えているところに何で皆さん方は、目をもっと向けてくれないのか、非常に遺憾に思っています。ですから、是非ともこの研究開発費はお願いしたい。

それから、医療の問題もしかりです。臨床実験とか何とかいって、長いことかかって、すごく金がかかる。中小企業であんなことをやっていられません。少なくとも何か1つのことをするのに3億円以上かかる。時間ばかりかかる。もっとそういう制度を見直していただくということも考えないと、前に進まないのではないかと思います。

それから、官民の問題ですけれども、これは是非ともやっていただきたい。やはり我々日本人は、酒が入らないと本音を言わない。昼間の社会はきれいごと。夜の社会ではじめて本音を言ってくれる。やはりそれが大事です。そういう点を考えるならば、是非とももっと倫理規定を考えてほしい。節度はあります。とんでもない金を使ってというのはとんでもないけれども、情報の交換のためのものは是非ともやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

連合の川島局長をお願いします。

○川島総合政策局長

2点申し上げます。

まずは、網屋政務官から御指摘いただきました、これらの要望はどう帳尻が合うかということですが、余り厳密な試算をしていませんし、また、私どもの要望、考え方のごく一部のエッセンスを今回取り上げたということでもあります。

ただ、一番重要なのは、こうした改正によっても、どだい財政の収支というのはそこだけではおさまらないと思っております、やはり我が国の成長、経済の成長によって税収を上げていくという取組が不可欠だと思っております。私どもの提言、要望というものも、そうしたことも視野に入れたものであり、日本再生、あるいは分厚い中間層の復活・再生ということが重要ではないかと思っております。

もう一つは官民の交流ですが、これは連合として定見は持っておりません。商取引とは違いますので、おのずとこの官民の交流というのは1つのルールが必要なのかなという気はいたしておりますが、ここは御専門の皆様方に御検討いただけたらと思います。

ちなみに、私どもの場合は、相対の関係、相互の関係であると思っておりますので、割り

勘を基本にやるということでございます。これは連合の公式な見解ではございませんので、私個人としての考え方でございます。

○大久保財務副大臣

お待たせしました。最後は税理士会です。よろしくお願いします。

○松原日本税理士会連合会副会長

内閣府副大臣とバトルするつもりはないのですけれども、先ほどの御指摘の件に關しまして少しお話をさせていただきたい。

国家資格制度というのは、あくまでも基本は試験合格者を採用するというのが基本のきであります。いずれの国家資格制度、士業制度等に関しましても、免除規定というものは必ずあります。その免除規定の免除する基準とするよりどころというのは、基本の試験合格者であるということであると思えます。

それに照らせば、公認会計士試験には、なるほど租税に関するテーマがありますが、そのレベルに達しているかどうか、我々が望むべきレベルに達しているかどうかに関しまして定かではないという認識のもとに今回の改正のお願いをしている。

それから、鷲尾農林水産大臣政務官とバトルする気はありませんが、税は国家なりという文言どおり、国家の財政基盤の安定化に寄与しているのは我々税理士制度そのものであるという自負があります。税制改正に関する重点事項そのものに他ならない。ですから、今回の税制改正に関する重点事項の中に入れてしかるべきではなかろうかと思えます。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

これで4団体との意見交換を終了したいと思います。

4団体の皆様に申し上げますが、本日はお忙しい中、意見交換にお越しいただきまして本当にありがとうございました。

次回の日程、議題に関しては、事務局から追って御連絡申し上げます。

何かございますか。櫻井副大臣、どうぞ。

○櫻井厚生労働副大臣

資料の請求をお願いしたいと思います。

というのは、私は国の分については消費税を上げたらプライマリーバランスを改善するというデータなどをいただいております。地方について、もうそういう認識でおりましたが、今日全く違う見解を知事から示されました。

○網屋財務大臣政務官

知事ではないですよ。

○櫻井厚生労働副大臣

知事ではないけれども、いろんな。ですから、すみませんが、地方財政も消費税を

上げることによってどれだけ改善していくのかとか、そこら辺の数字があるのであれば、その資料の提出をお願いしたいと思います。

○大島総務副大臣

検討します。

○大久保財務副大臣

それでは、本日の会議は以上で終了したいと思います。

ありがとうございました。

記者の皆様に関しましては、記者会見をこの場で10分後に行います。よろしくお願
いします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、
速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきくださ
い。